

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

虐待や貧困など、家庭環境における課題が深刻化、複雑化している現状においては、学校と福祉機関等が連携した支援が必要である。このような状況を踏まえ、スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験に基づき、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒と家庭に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（甲）を14名委嘱し（うち2名はスーパーバイザー業務のみ）、教育委員会は、学校長等から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

スクールソーシャルワーカー（乙）を5名委嘱し、拠点校を基に担当地区小学校を巡回し、そこで把握した事案について、学校に対しコンサルテーションをする。さらにスクールソーシャルワーカーのミーティングで報告し方向性を検討する。必要に応じ教育委員会に報告する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（甲）14名（うち4名はスーパーバイザー）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士
- ・勤務形態：1人年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）
- ・スーパーバイザーの勤務形態：832時間を4人で分担
- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（乙）5名
- ・資格：校長経験者等、教育の分野において活動経験のある者
- ・勤務形態：1人年間630時間（1回6時間×週3回×年間35週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項及び取扱要領を定め、年度ごとに見直しをしている。さらに、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」（平成30年7月作成）を教育委員会が作成し、各学校に配布し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

年度初めに「スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について」を全市立学校に、さらに年度終わりの3月には、各市立高校に向けて「スクールソーシャルワーカーの積極的な活用について」を通知し、次年度の年間計画を作成する際に、スクールソーシャルワーカーを講師とした教員研修等の実施についても検討するよう周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（甲）14名、スクールソーシャルワーカー（乙）5名

（2）研修回数（頻度）

月に1回程度

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについての事例検討を行い、相互に研鑽したり、スーパーバイザーが助言したりしている。

（4）特に効果のあった研修内容

全スクールソーシャルワーカーが集まり、それぞれが抱えているケースの対応についての交流や事例検討を行うことで、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を共有することができるなど、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。また、弁護士による人権問題（虐待やLGBT等）に関する研修も非常に有効な場となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・学校からの相談について、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・SSWに対して個人スーパービジョンおよび、グループスーパービジョンを実施。

(6) 課題

月に1回の研修会において、扱う事例の数が多くなってきているので、一つ一つの事例に対しての研修的な時間をもつことが以前よりは少なくなっている。その分、個人スーパービジョンを活用したり、新人SSWに対するグループスーパービジョンも行ったりした。また、コロナ禍のため、対面での研修を実施することが困難であった。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策・不登校・暴力行為・発達障害に関する課題のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑤暴力行為⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本児は、小学校5年生男児。母子2人の家庭である。小学校3年生の頃から登校を嫌がるようになり、教室に入ることに對して暴れて拒否することが続いた。4年生に進級すると、パニックになることが増え、学校を飛び出し、母親の職場へ向かう等、母親と分離することができなくなった。この間、学校は担任を中心に母親と随時面談を実施するなど、本児に対する支援に関する相談を継続してきた。しかし、本児の状況の改善が見られず、母親の負担が大きくなっていることを想定し、学校は、校内での支援に留まらず、関係機関等とのネットワークを構築しながら、家庭への支援を行うことが必要と判断し、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の派遣を要請した。

SSWは、まず、本児の学校での様子を観察し、スクールカウンセラーから認知特性の情報を得て、学校内での情報共有を行った。また、保護者と定期的な面談を行い、子育てに対する不安や学校への思いを受け止めつつ、学校と保護者の思いを繋げる橋渡しの役割を果たした。

また、SSWは、本児が幼少期から通所している障害児通所支援事業所や相談支援事業所等の関係機関を含めたケース会議を定期的に行った。ケース会議では、保護者の思いを共有し、本児が学校や家庭で安心して生活ができるような支援の方法について検討した。なお、本児自身もケース会議に参加したいという強い意思があり、本児参加のケース会議も複数回実施した。ケース会議の中で、医療機関との連携が必要であることが明確になり、医療との連携につながった。主治医からは、本児が能動的に決定できること、心のコンディションを整えていく環境をつくっていくことが必要であるとの助言を得た。

その後、学校においては、本児と信頼関係がある主幹教諭を中心とした支援を行うことや、通常の学級と特別支援学級、双方の学びの場を体験しながら、見通しを持ったカリキュラムの下で、本児が主体的に安心して過ごせるように継続的な支援を進めた。さらに、2学期後半からは、教育委員会指導主事及びセラピストが本児の行動を観察し、パニック時の対処方法等について助言するなど、重層的な支援体制が形成されていった。

ケース会議を重ねていくうちに、本児にとって最適な学びの場は特別支援学級であるとの共通理解に至り、5年生時に特別支援学級へ転籍した。現在は不安が強くなるときもあるが、暴れたりせずに登校できるようになり、本児のみならず保護者についても精神的な安定がはかれるようになった。

現在も、学校、医療、福祉機関との連携の中で、保護者及び本児への重層的な支援が継続されている。

【事例2】児童虐待（関係機関との連携等）及び不登校のための活用事例（②児童虐待 ④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

本児は、小学校5年生男児。小学校3年生の夏休み明けから登校しぶりが目立つようになり、2学期途中から不登校状態となった。実父、父方祖母、中学生の兄、本児の4人暮らしで、過去に兄弟への虐待疑いがあり、児童相談所が介入している。児童相談所は生活状況の把握を継続していた。小学校は、定期的な家庭訪問や家族への働きかけ等によって登校を促したが、本児は小学校の先生と会うことを強く拒否するため、最低限の安

否確認しか行うことができていなかった。小学校は不登校の要因を家庭の養育問題と捉え、実母や父方祖母に対して生活リズムの改善等の助言を継続していた。

S S Wは、中学校からの依頼を受け、兄に関する支援を行っていた。医療及び福祉機関との調整・連携のため、実父や父方祖母と定期的に面会する機会もあり、本児の状況も把握していた。S S Wから児童相談所に本児の課題について確認したところ「不登校傾向とは聞いているが、現在大きな問題は起きていない」とのことであった。しかし、家庭内での課題は兄弟共通であることから、中学校とS S Wとで協議し、小学校を支援チームに加えることが望ましいと判断した。要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議に小学校も参加し、関係機関等の情報共有と支援の方向性を確認した。これを機にS S Wの本児への支援も開始となった。

本児に対する支援の目標を、①学習機会の確保 ②生活習慣の見直し ③活動の場への参加 の3点とした。①に関しては、流動的に動ける学生を小学校の学習支援員として登録し、本児の意向にあわせて登校の促しや学習方法の指導を行い、②については、保護者が小学校から強く指導されたという思いを持っていたため、S S Wが小学校と保護者との橋渡しの役割を担い、家庭でできる本児への働きかけを探り、スモールステップでの生活改善を試みることにした。③に関しては、本児の精神的な不安定さや発達面の特性が見られたため、医療機関へつなぎ、そうした特性に配慮した対応を確認するとともに、放課後等デイサービスの利用や本児が興味をもちやすい活動の場を模索していった。同時に、S S Wが把握した家庭状況は、随時小学校・中学校と共有し、支援の方向性を確認しながら家庭環境の調整を図った。

進級により環境が変わったことで、徐々に登校状況が改善していった。また、関係機関の情報共有により、欠席が数日続いたとしても、小学校は本児に対して適切なアプローチを行い、不登校状態を改善された。さらに、本児の精神的な変化等も早期に把握し対応することができている。

本児例では、S S Wの関りによって、当該家庭にとって、関係機関と連携した支援が必要であると学校が認識したことにより、状況の変化への早期発見・早期対応につながったと考える。

【事例3】性的な被害またはヤングケアラーについての活用事例

該当事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度から巡回型のスクールソーシャルワーカー（乙）を5名配置し、拠点校を基に全小学校を巡回してS S Wが対応すべき案件がないか聞き取りを行っている。その結果として、支援対象児童数は、平成29年度の287人から令和元年度は1,160人へと増加し、令和2年度は1,597人へとさらに増加した。これは、学校に巡回S S Wが認知され、適切に活用されるようになった結果と考える。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

S S Wの増員による迅速な対応やより細やかな配慮ができる体制づくりを目指す。また、S Vによるきめ細かなスーパーバイズにより、S S W個々の質を高めるとともに、S S Wによる対応を学校が学ぶことで学校現場の対応力の向上を促す。

<課題の原因>

巡回S S Wを含め、S S Wを増員したことによるS S Wとしての質を担保すること。

<解決に向け実施した取組>

令和2年度からは、エリアリーダー3名をS Vとし、4名のS V体制を整えた。スーパーバイズ機能が充実

したことで、ＳＳＷの質の向上を図ることができた。また、全体ミーティング等の研修を充実させることで、さらなる資質向上に努めている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

問題を抱える子どもの増加、一人の児童が抱える問題の複雑化により、対応は長期化している。一方でＳＳＷの対応時間には限界がある。

＜課題の原因＞

貧困や社会情勢により問題を抱える子どもが増加傾向にある一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会的に子どもを見守る体制が脆弱になり、困難を抱える子どもを早期に発見することが難しくなっていることがある。

＜解決に向けた取組＞

市内の小学校を巡回する巡回ＳＳＷと、児童会館や子ども食堂を巡回する「子どもコーディネーター」と情報を共有して、ＳＳＷへの支援へとつなげるなど、支援体制の充実を図る。また、研修等の充実により個々のＳＳＷの質を向上させ、適切で迅速な支援を図る。

仙台市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置、活用することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等の生徒指導上の課題を改善する。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会内にＳＳＷ7名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】7名

【資格】社会福祉士，精神保健福祉士

【勤務形態】1日6時間×週5日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

資格要件，業務内容，ケース対応の進め方等を盛り込んだガイドラインを策定し，それをもとに概要版（活用事業についてまとめたもの）を作成し，各学校に年度始めに配付している。その中で，活用の仕方やＳＳＷの役割について周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生徒指導ハンドブックを作成し，全教員に配付した。事例の中では，ＳＳＷの役割や活用について具体例を記載している。また，各校に対して，年度始めにハンドブックを使用した校内研修の実施を依頼している。
- ・不登校対策担当者の研修会で事例検討を行った際，事務局からＳＳＷの役割や活用について説明した。
- ・教育相談担当者向けの研修会では，スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（ＳＳＷＳＶ）による講話，ＳＳＷによる活用事例の紹介を行い，その役割や活用の仕方について周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ＳＳＷ7名

（2）研修回数（頻度）

- ・年40回程度（ＳＳＷＳＶによる研修10回，ＳＳＷ同士による研修21回，学校教育理解研修9回）
※うち18回は事例検討実施

（3）研修内容

- ・事例検討（ＳＳＷ同士）
- ・学校教育（心のケア，いじめ，不登校，特別支援教育等）についての理解
- ・ＳＳＷＳＶによるスーパーバイズ（ＳＳＷの経験別研修＜1・2年時と3年時以上の2グループ＞や，いじめを主訴としたケース依頼を受けたことを想定した事例検討など）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＳＷＳＶの活用 ※上記のとおり
- ・学校教育の理解 ※上記のとおり

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置（☒有・☐無）

○活用方法 毎月1回，スーパーバイズや事例検討

（6）課題

- ・スキル向上のための研修内容の充実
- ・スーパーバイズの機会を増やすための予算措置
- ・学校教育理解の推進

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】小学校から長期不登校の中学校生徒支援のための活用事例（④不登校）

＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

母子家庭、生活保護受給世帯で、母は精神的に不安定であるが、本児は客観的に物事を捉え、行動することができる。小学校在学時から、腹痛や気分不良を理由に学校を休むことが多かった。学校は本児への不登校支援、家庭への関わり方への支援を求めてＳＳＷを要請した。ＳＳＷは、学校とアセスメントを繰り返しながら、本児や保護者との面談を継続して行った。面談で、ひと月の中で体調が良いのは１週間程度であることや、教室には緊張感を抱えていること等が分かり、居場所づくりや本児との関わり方を学校と検討しながら支援に当たっている。

【事例２】貧困、ネグレクトの環境にある中学校生徒支援のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待）

＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

特別支援学級在籍。保護者のセルフネグレクトにより生活が安定せず、ライフラインが繰り返し止まる、必要な医療を受けられない等、リスクが高い家庭である。また、療育手帳の申請に至らず、本児の将来的な自立も心配された。学校は本児、家庭への関わり方、機関連携への支援を求めてＳＳＷを要請した。ＳＳＷは、学校と共にアセスメント、プラン検討を行い、行政が主体となって対応が進むように関係機関ケース会議の調整等を行った。学校の対応、関係機関の協力により、家庭への食糧支援や療育手帳の取得ができた。児童相談所をはじめ、関係機関と適宜連絡を取り合う体制を構築し、その後も継続して支援に当たっている。

【事例３】保護者が精神疾患等を持つ中学校生徒支援のための活用事例（④不登校 ⑨ヤングケアラー）

＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

父母共にＡＳＤ、精神疾患を抱えている。父母が深夜まで話をしていることや、本児が家事を担っていることもあり、午前３～４時に就寝し、給食登校に間に合うよう起床するという生活リズムであった。学校は本児への支援、家庭状況の確認等についての支援を求めてＳＳＷを要請した。ＳＳＷは、関係機関への家庭状況の確認と学校への情報提供を行うとともに、本児のアセスメントと支援のプランニングを行った。学校は、本児自身が学校に通う楽しみを見だし、自ら生活リズムや在校時間を調整できるようサポートし、登校が増加した。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・相談件数のうちの約半数が不登校事例であり、全国的に見ても出現率が高い仙台市の不登校について、学校や関係諸機関と連携をしながらその対応に当たっている。
- ・事業担当課である教育相談課は市内全学校の巡回訪問を行っているが、ＳＳＷが同行し、業務内容を説明しながら、学校の困難ケースを見立て、支援や対応に当たっている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・優秀な人材の確保、及び人材育成。そして報酬面など、正職員としての待遇改善が必要である。

＜課題の原因＞

- ・本市では、会計年度任用職員として採用している。正職員や他業種などの専門職と比較すると報酬（給与）の面で、差が大きいため、優秀な人材確保が難しく、人数を拡充することにより、質の低下が懸念される。
- ・人材育成においては、研修の充実と日頃の実践の積み重ねや振り返りが重要と考える。優秀なＳＳＷＳＶの確保や、ＳＳＷＳＶからタイムリーに支援を受けるための仕組み作りは、これからの課題である。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・研修については、経験年数に応じた２グループに分けて事例検討を行うことでスキルアップを目指した。ＳＳＷＳＶも実態に応じて指導に当たっていた。また、アセスメントとプランニングを意識してケース対応ができるように、報告や相談等でも日常的に確認するよう担当指導主事等と共通認識を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・本市の学校で抱えているケースに確実に対応するためには、配置拡充が必要である。配置方法や勤務形態の検討も必要である。
- ・優秀な人材確保と人材育成が急務である。そのためにも、報酬、勤務条件などの改善が必要である。

＜課題の原因＞

- ・現在、７名のＳＳＷで市内１８８校をカバーしているが、ＳＳＷを要請せず、学校だけで困難ケースの支援や対応に当たっていることも少なくない。配置拡充を行い、支援の充実につなげたい。
- ・昨年度の課題と同様。

＜解決に向けた取組＞

- ・必要な支援に応じたＳＳＷの配置等の工夫を行う。
- ・先を見通し、計画的に事業の拡充、人材育成を行う。

さいたま市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対し、教育分野に関する知識並びに、福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

全ての市立小学校に配置し、市立中・高等・中等教育・特別支援学校へは要請があった場合に、小学校から派遣する。全ての市立学校でスクールソーシャルワーカーの支援が受けられる体制を整備した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 32人

○資格 社会福祉士 18名 精神保健福祉士 13名 教員免許所有者 11人 ※重複あり

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○「さいたま市スクールソーシャルワーカーガイドブック」を作成し、すべての市立学校へ配付した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○年度当初に管理職を対象とした研修会において、SSWの服務や役割等について周知した。

○各校の教育相談主任を対象にSSWの役割やSSWの対応について理解を深める研修を実施した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

さいたま市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

SSW地域連携会議（3回）、SSW合同事例研修会（1回）、新規任用者研修会（1回）

（3）研修内容

○さいたま市の教育相談 ○SSWの役割や業務内容 ○要保護児童対策地域協議会についての理解

○不登校児童生徒の支援方法 ○事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

「スクールソーシャルワーカー合同事例検討会」で、「不登校児童生徒の支援方法」の研修を行った。スクールソーシャルワーカーは、不登校の支援を行うことも多いため、研修内容が実際の支援に役にたったというスクールソーシャルワーカーからの声が多く寄せられた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （☒） ・ 無 ）

・SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）7名

○活用方法

・学校に訪問して個別にSSWのケースに対する助言・指導。

・地域連絡協議会で事例検討会の実施、ケースに対する助言・指導。

（6）課題

・SSWの経験等や技術に応じた資質向上に向けた研修のあり方。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）

＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

母は精神疾患をかかえている。母は、家に誰かがいないことが不安で、家のことを手伝ってくれる人が欲しいと、３人の子どもたちを順番に欠席させていた。外部の人が家に入ることについては拒否的であり、ヘルパーなどの導入も出来ずにいた。

ＳＳＷは継続的に家庭訪問をし、母との面談を実施した。母から経済的な不安があるとの話が出たので、フードパントリーに繋げるよう支援した。その後、フードパントリーの活動に協力している民生委員、児童委員が家庭への訪問や支援をしてくれることとなるなど、地域での見守り体制を構築した。今後、母の了解を得て医療との情報共有ができるよう支援を継続していく。また、子どもの不登校について学校とケース会議を実施し、継続的な支援を行っていく。

【事例２】不登校改善のための活用事例（④不登校、①貧困対策）

＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

支援対象児童は、低学年時から不登校状態で他市から転校してきており、転校後も不登校が継続していた。担任は、母にＳＳＷを紹介したところ、母とＳＳＷが繋がり、相談が開始となった。

ＳＳＷは、母から経済的な不安を主訴とする相談があったため、福祉課、フードバンク、フードパントリー等の機関を紹介して関係機関と繋いだ。また、ＳＳＷは、放課後継続的に支援対象児童と面談を行った。

母からＳＳＷに、「子どもが家でゲームをしている時間が多いため、運動や活動できる場所がないか」との相談があったため、教育相談室・教育支援センターに繋いだ。支援対象児童は、教育相談室に時折、母と面接に来室しており、ＳＳＷと教育相談室とが情報共有をしながら、本人への支援を継続している。

【事例３】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）

＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

支援対象児童生徒の家庭（生活保護を受給中）は、母がトラウマ体験から外出できない状態であり、祖母は認知症であることから支援対象生徒が家事や祖母の見守りをしており、不登校状態であった。

ＳＳＷは、家庭環境の改善に向け、まず、教員と共に家庭訪問を行い、母との相談を開始した。その中で、ＳＳＷは、母に対し、医療機関及び高齢者向け施設を紹介し、祖母は病院、施設等に入ることとなった。また、ＳＳＷは、母から母自身の心身の健康状態についての相談を受けたので医療機関を紹介したところ、母は通院することになった。さらに、ＳＳＷは母に付き添い区役所に行き、家事等を行うホームヘルプサービス等の支援が受けられるようにした。

このような家庭環境の改善が見られたためか、支援対象生徒は登校するようになり、ＳＳＷに自分自身の悩みも打ち明けるようになった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和２年度の支援実件数は、３２２７件で、令和元年度の２６２８件と比べて、約１．２倍増加した。関係機関との連携数も増加しており、継続ケースにおける関係機関との連携支援延べ件数は、令和元年度の３１４２件から、令和２年度は３２５０件と、１０８件の増加となっている。

昨年度よりも少ない人数でのＳＳＷの配置となったが、平成２８年度に開始したＳＳＷ配置事業も５年目となり、ＳＳＷがより細かく児童生徒とかかわることができるようになったことや学校がスクールソーシャルワーカーと連携して支援が行えるようになってきたことにより、多くの児童生徒、保護者に対して支援を行うことができた。また、令和２年度より、全ＳＳＷ（３２名）を、全市立小学校に配置し、課題を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向け、早い段階で対応することができた。

	ＳＳＷ 配置人数	支援実件数	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数	
			実件数	延べ件数
令和元年度	４２	２６２８	６０３	３１４２
令和２年度	３２	３２２７	６８７	３２５０

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・専門性の高い課題への重点支援と体制づくり。

<課題の原因>

- ・ＳＳＷによる支援の質の向上
- ・「専門性のある」人材の確保。

<解決に向け実施した取組>

- ・より効果的な支援につながる事例検討会や地域連携会議等の研修内容の工夫。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・専門性の高いスクールソーシャルワーカーの確保
- ・スクールソーシャルワーカー活用について教職員への周知

<課題の原因>

- ・報酬面を含めた勤務条件
- ・資質能力の向上
- ・教職員への周知の方法

<解決に向けた取組>

- ・有資格者や経験豊富なスクールソーシャルワーカーを確保する為に、報酬面を含めた勤務条件を整えられるようにする。
- ・地域連絡会において事例検討を行ったり、学校訪問等を通して精神保健福祉士がスクールソーシャルワーカーに支援について助言を行ったりし、質の高い支援を行えるようにする。
- ・スクールソーシャルワーカーの服務や役割について、教育相談主任研修会等を通して学校に周知し、スクールソーシャルワーカーが学校の一員として活用されるようにしていく。

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（教育支援課に2名、教育センター、養護教育センターに各1名）と6行政区ごとに1名ずつの計10名を配置することにより、担当指導主事、スクールカウンセラー、関係機関、学校との連携が図れるようにしている。原則として、それぞれのSSWに担当校を割り振ってあるが、派遣申請の内容を精査してうえでSSWを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・10人配置（社会福祉士資格保有7人 精神保健福祉士資格保有2人 両資格保有1人）
- ・年間864時間勤務（週3日、1日6時間勤務を原則としている）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定し、年度当初、全学校に配布。SSWの活動等について周知を図っている。
- ・SSWの活用について、管理職研修会や生徒指導または教育相談担当対象の研修会で、ガイドラインを示しながら周知している。
- ・年度当初に、各SSWが担当校を訪問し、顔合わせとともにSSWの活動や申請方法にガイドライン等を活用し説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校を中心に、校内の会議にSSWが参加し、社会福祉の視点から助言等を行っている。「チーム学校」の一員として学校現場で活用できるように促進している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 研修会：年3回 ○定例会：月1回 ○初任者研修：約2ヶ月

（3）研修内容

- 研修会：活動方針及び計画、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換、行政機関からの行政説明や通知等の伝達
- 初任者研修：千葉市の教育、千葉市の行政機関・相談機関、SSWの服務・職務

（4）特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 市役所本庁の子ども家庭支援課職員を招いて、事業等についての説明及び情報交換を行った。
- 事例検討を行うことで、SSWの共通認識や対応等について意見交流が図れた。また、スーパーバイザー（SV）からスーパービジョンを受けることができ、事案対応に役立てることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置（有）
スーパーバイザーを設置し、組織的な相談体制をとっている
- 活用方法
定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

（6）課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加していることから、1～3年目の新人研修のあり方を検討しなければならない。
- 「チーム学校」の一員として、スクールソーシャルワーカーの見識と力量を更に高めていく必要がある。
- 配置方法や雇用体系の改善のための見直しを図りながら、地元の大学等の教育機関との連携など、SSWの人材確保について検討していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】発達障害の特性への理解、家庭環境調整のための活用事例（④不登校⑤暴力行為⑦その他（発達障害に関する問題））〈S S Wの配置携帯：派遣型〉

（1）家庭環境及び本人・家族の状況

父・母・本人の3人暮らし。本人は発達障害の診断を受けており、通院や服薬をしている。入学当初、本人は環境の変化になかなか馴染めず、他生徒や教諭などへの他害行為に及ぶこともしばしばあった。父母は、何とか早く教室の雰囲気慣れて欲しい、学習が遅れないようにしたいと学校に相談していた。父母の焦りは本人の気持ちに反映され、他害行為がエスカレートした。また教室には次第に入れなくなっていった。

（2）S S Wの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

S S Wは、本人の障害特性に合わせた環境調整を目的とし、まずは校内でのケース会議開催を提案した。管理職、担任教諭、特別支援教育コーディネーター、S C、S S Wが参加して支援の検討を行った。短期目標として、①父母と学校の話合いを設け、本人の障害特性に合わせた環境整備を行う②対人関係構築、学習の支援等について専門機関への相談を行う③本人の主治医と連携を図り、医療的な視点から本人の今後の支援について助言を得る、とした。①～③を実践した結果、本人は別室での個別学習、通級型の学習支援、民間施設の小グループ活動に参加するなど、チーム支援体制が構築された。これらの支援により、本人の他害行為は収まり、笑顔も見られるようになっていった。父母に対しては、本人の発達障害に対してより理解を深め、家庭でも環境整備の協力を得るため、S Cを中心に定期的・随時の面談を継続した。

（3）経過

進級後も学校内外の支援者・支援機関によるチーム支援体制のもと、本人は比較的落ち着いた学校生活を継続することができた。S S Wは、定期的・随時にケース会議開催を呼びかけ、外部の支援者・支援機関と学校で情報の共有、短期目標に対する評価、新たな課題の確認、支援の役割分担などを図った。最終学年に進級するにあたっては、複数の支援者が異動等で交替すること、進路に対する父母の期待の高まりなどが次なる課題として浮かび上がった。本人は、新しい環境、新しい人間関係を受入れることに時間がかかるため、学校、各支援機関の支援者らが新年度に向けた課題を共有し、配慮していくことを確認し合った。家庭に対しては、進学に向けて勉強時間を増やそうと考える父母に対し、本人の希望やペースに合わせた進路について話し合うこととした。

【事例2】不登校改善のための活用事例（① 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）④不登校）〈S S Wの配置携帯：派遣型〉

（1）家庭環境及び本人・家族の状況

母・本人・兄の3人暮らし。生活保護受給。母は疾患があり、訪問看護やヘルパーの支援を受けながら闘病生活を続けていた。本人は不登校、引きこもりの状況。担任教諭とS S Wが家庭訪問すると、いつも母のベッドの傍におり、オンラインゲームをしていた。

（2）S S Wの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

母の病状の急変時の対応に備え、S S Wが提案して学校でケース会議を行った。課題は①長く不登校状況にあった本人の進路について②母の容態が急変した際の生活について、である。生活保護ケースワーカー（C W）が随時母の病状を確認し、急変時には近隣在住の祖母、かかりつけ病院、児童相談所等と連絡を取り合うこととした。家庭児童相談室相談員は、祖母や兄の悩みや不安に対し、生活保護C Wと連携しながら対応することとした。学校は、家庭訪問を中心に、本人の思いへの寄り添い、卒業後に向けた話をしていくこととした。

（3）経過

その後しばらくして母が逝去した。死後の諸手続き等は児童相談所、生活保護C W、家庭児童相談室が祖母、兄に助言を行い、進めていった。また本人と兄の今後の生活についても話合いが行われた。その結果、兄は就職することを決め、生活保護は辞退することとなった。祖母が本人の里親申請に関心を示したため、児童相談所が制度の説明を行った。本人は母の逝去後、進学をめざし、放課後登校を開始した。食事提供も行う地域の無料塾で、学習の補完もするようになった。学校では担任教諭、養護教諭、S S Wなどが本人の気持ちに寄り添い、また卒業後に向けた支援を行った。その結果、本人は希望校に合格した。卒業時、進学先のS S Wや教諭らと学校とで引継ぎのケース会議を行い、終結した。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラー活用事例

昨年度、活用事例はありません。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和２年度１９３件の支援を行い、７８件について問題が解決し、残り１１５件は年度内に解決することができなかった。平成２９年度は１０２件、３０年度は１０６件、令和元年度は１４２件を支援しており、年々、学校からＳＳＷを要請する件数が増え続けていることから、ＳＳＷの活用が学校現場に広がりつつある。令和３年度は７月末現在で１１１件の支援を行っている。
- 学校だけでは解決困難な事案について、ＳＳＷを活用することで福祉行政機関と学校が連携しながら、解決に向けて事案を進めることができた。
- 教育センター、養護教育センターにＳＳＷを配置したことにより、両センターの相談事案にＳＳＷによる社会福祉の視点からの助言が可能となった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの資質向上と研修体制の改善。

<課題の原因>

- ＳＳＷの配置人数増に伴う新人ＳＳＷの増加。

<解決に向け実施した取組>

- 新人研修の体系や内容についての見直し。ＯＪＴの充実を図る。
- ＳＳＷスーパーバイザーを新たに配置し、ＳＳＷ同士の相談体制、研修体制の充実を図る。
- 児童相談所や子ども家庭支援課等の職員や相談員を招き、研修内容の充実と行政機関との連携を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

社会福祉や健康福祉などの支援への接続を必要とする家庭や児童生徒の実態の適切な捉えと、スクールソーシャルワーカーの活用による支援への接続。

<課題の原因>

社会情勢の大きな変化により家庭や児童生徒が経済的な影響や心理的な影響等を受けているものの、問題が複雑化あるいは潜在化し、教職員による家庭や児童生徒の状況把握が困難化している。

<解決に向けた取組>

- スクールソーシャルワーカーの配置拡充（人員増・時間増）を図ることにより、対応可能件数を増やしていく。
- 対応件数を増やしていくことにより、学校による支援ニーズの適切な捉えにつなげていく。

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー（SSW）配置の主な目的

本市では、活用事業のねらいを「児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター等がSSWと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成27年度より行政区担当制で小中学校担当SSWを学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを教育委員会事務局に配置し、指導主事等を含めた課題解決支援チームの一員として、指導主事室長の命、もしくは学校長の要請により派遣している。平成30年度から2年間の「中学校区巡回型」活用事業のモデル実施を踏まえ、令和2年度から、全小・中・義務教育学校を中学校区巡回型に完全移行した。

管理・育成体制強化のため、平成29年度から担当課に人材育成や事業計画等を担当する係長を5年の任期付きで配置。平成30年度には統括SSWを常勤化して4名に増員し、エリアスーパーバイザーとして学校教育事務所に配置し、育成体制を強化。令和元年度から係長1名を応援で増員。

（3）配置人数・資格・勤務形態

正規職：7名、会計年度任用職員：43名：社会福祉士または精神保健福祉士を必須とする：7.5時間×4日/週

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

① 活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「SSW活用の手引き」を全面改訂し、新たに「学校向け活用ハンドブック」を作成するとともに、SSW向けに業務の詳細を示したハンドブックを作成し平準化を目指している。ガイドラインについては、令和3年度の完成を目指している。

② 研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSWの支援内容の周知を図るため、「SSW活用事例集」を作成し全校に配布した他、学校の求めにより事例集を活用した研修を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象、（2）研修回数、（3）研修内容

全SSW	年4回	機関連携、緊急対応、SSW事業プログラム、SSWスタンダード
新任SSW	年10回	SSW概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等
統括SSW	年4回	グループスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

SSW事業プログラム：支援の実際を振り返ることができるため、全SSWに有効

SSWスタンダード：SSWのあるべき姿を振り返ることができるため、全SSWに有効

地域包括ケアシステム：地域とともに子どもを支える視点を、全SSWが学ぶことができた

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：5名（全市担当1名、学校教育事務所担当4名）

活用方法：定期的な事例検討（月1回）、個別のスーパービジョン、目標管理、OJTによる人材育成

（6）課題

- ・ 指導者の不足により、SSWの個々のレベルに応じた研修ができる指導体制を構築しにくい。
- ・ 獲得すべきスキルの研修がプログラム化されていない。
- ・ 研修効果の検証を十分に行えていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困や虐待等複合的課題への活用事例（①貧困、②児童虐待、④不登校）

＜SSWの配置形態：巡回型＞

（1）ケース概要

小学校高学年男子と中学年女子のきょうだい児。母、就学前の異父きょうだいとの4人世帯だが、母のパートナーが頻繁に本世帯に出入りしている。母は外国籍で日本語のコミュニケーションが難しい。母とパートナーは、きょうだいを前に大声で喧嘩をすることが多く、パートナーからきょうだいへの暴言もある。きょうだいの欠席が続き家庭訪問した際、学校は母から経済的困窮について相談を受けることがある。学校では、2人ともクラスに入ることができず友達ができにくい、日本語習得を支援する国際教室では意欲を示し学習に取り組んでいる。SSWは欠席しがちなきょうだいとその家庭への対応について学校から相談を受けた。

（2）支援内容

- ① SSWは担任から相談を受け、本ケースを把握。SSWから管理職を交えた校内カンファレンスの開催を提案。
- ② 校内カンファレンスでは、夜間、母が就労しているためきょうだいだけで過ごすことがあり、朝の送り出しができていないことや、母の収入は少なく、パートナーから生活費を受け取れていない等の世帯状況を共有。心理的な虐待が疑われるほか、背景には母自身の生活能力の弱さや日本語によるコミュニケーションの不得手さから十分に支援を求められない可能性があることを協働アセスメントにて確認。SSWは、母のニーズを把握するために、教員に同行し家庭訪問を行うこととした。
- ③ 家庭訪問でSSWは、母から聞き取った困りごとを携帯ホワイトボードに書き出し、一つひとつ、母の確認をとりながらニーズの確定をしていった。母は整理された課題を見ながらどの部分に支援の手が必要なのかを考え、SSWと支援の利用について話し合った。
- ④ SSWは、母の了解を得て、家庭訪問で整理された支援課題を学校内で共有し、区役所子ども家庭支援課への相談に繋ぐことを確認。きょうだいには、心理的サポートのためにスクールカウンセラーへの相談を勧めることとした。SSWは、区役所と相談の事前調整を行い、母の相談に同行することとした。
- ⑤ SSWは区役所に相談をしたところ、区からは事前にカンファレンスの開催について打診があった。カンファレンスにて世帯状況や学校が確認したニーズを区役所と共有し、女性相談員の紹介や生活保護申請の提案などの支援方針が確認された。
- ⑥ 母の区役所相談にはSSWと担任が同行。母の思いや現状が伝わりにくい場面では必要に応じて補足し、母は女性相談員への相談や生活保護申請を行った。SSWは母の求めに応じて、生活保護申請書類の作成や申請を支援した。

（3）支援後の経過

- ・ 母の了解のもと学校と区役所が情報を共有したことにより、母は学校や区役所に困りごとを相談できるようになり、きょうだいも担任等に家庭の状況について話をするようになった。
- ・ その後、パートナーと別れる決意をした母は区役所に相談。しばらくの間、子どもたちを連れてシェルターに身を寄せることとなった。SSWは区役所より情報提供を受け、守秘義務を確認しながら管理職と情報を共有した。
- ・ 母子はシェルターから母子生活支援施設へ移り、きょうだいは転校。学校間での引継ぎに合わせて関係機関でのカンファレンス開催をSSWが支援。生活の基盤が安定したことに加えて学校間でスムーズな引継ぎを行えたことにより、きょうだいは安定した登校を継続している。

【事例２】発達特性や児童虐待の課題への活用事例（②児童虐待、⑦発達障害に関する問題）

＜ＳＳＷの配置形態：巡回型＞

（１）ケース概要

小学校高学年の女子。クラスの児童とトラブルが頻発し、教員からの指導に従えないことが多い。学力は高く授業には積極的に参加する一方、登校は渋り気味で授業中に寝ていることも多い。中学校に在籍するきょうだいも学校でのトラブルがあり、母は子育てに疲弊している様子がしばしば見受けられる。本児の幼少期から、夫婦不和による心理的虐待と父からきょうだいへの身体的虐待があり、過去にはきょうだいとともに一時保護されたことがある。現在も夫婦不和は続いており、きょうだいから母や本児への暴力があるため児童相談所は療育機関などを含めた関係機関とのカンファレンスを定期的に行っている。ＳＳＷは、日々起こるクラス内でのトラブルや本児への対応について学校から支援依頼を受けた。

（２）支援内容

- ① ＳＳＷは、関係教職員からのインテークを実施。家庭の状況を把握するとともに、本児の行動観察やＳＣとの情報共有を行った、また、療育機関からも情報を収集し、協働アセスメントのための校内カンファレンスの開催を提案。
- ② 校内カンファレンスでは、トラブルの背景に本児の発達特性や愛着形成の課題、本児を支える保護者の疲弊等の養育の課題があることを踏まえ、学校での支援体制を整理。座席の位置等の教室内環境やクールダウンの場所の確保等の校内環境を見直し、登校を支援する教職員、本児と保護者それぞれに寄り添う教職員等の役割を明確にした。
- ③ ＳＳＷは、スムーズな支援の提供につながるよう、学校での支援状況や学校が把握する家庭の状況、保護者のニーズなどの情報を児童相談所に提供した。

（３）支援後の経過

- ・ 療育機関からの情報を参考に教室環境や活動内容の工夫を行うとともに、予め本児にはクールダウンの場所を提示したことにより教室内でのトラブルは徐々に減少し、本児は落ち着いて授業に参加できる場面が多くなった。また、保健室では養護教諭に自分の気持ちを伝えられるようになった。
- ・ 本児の意向を尊重しながら、教員と一緒に登校する支援を開始。登校途中に二人きりで話し合うことで教員との関係が深まるにつれ、登校しぶりは次第に見られなくなっていった。
- ・ 担任は母との面談にＳＣの同席を依頼。面談では、母が語る養育の苦しさや本児への思いを傾聴し日ごろの養育を労ったほか、担任からは、本児の強みや頑張りが伝えられた。母への対応をポジティブなものにすることにより、母は徐々に本児に向きあい、担任とともに本児への対応を考えることができた。
- ・ 児童相談所はＳＳＷからの情報提供を受け、支援方針の再検討の必要性を確認。その後実施された機関連携カンファレンスでは、学校と児童相談所で協働アセスメントを行い、支援方針を決定し、相互の役割を確認することができた。
- ・ 支援方針に沿った支援は現在も継続され、本児の学校生活は徐々に安定。ＳＳＷは支援の効果をモニタリングしながら、関係機関と学校の連携を支える役割を担っている。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 本市では、事業開始以来「派遣型」の支援を行ってきたが、事態が深刻化した後の派遣では解決までに多くの時間を要する状況にあったことから、学校を定期的に訪問する「巡回型」のモデル実施による効果測定を行った。
- このモデル実施が高い効果を上げたことから、令和２年度は会計年度任用職員 11 名を増員し、ＳＳＷが担当する中学校ブロック内の学校を定期的に訪問する中学校ブロック巡回型支援に移行した。
- 巡回型では、支援対象となった児童生徒数が急増するとともに、児童生徒が抱える課題の延べ件数は令和元年度実績を大きく上回った。
- 児童生徒の抱える課題は、派遣型では不登校に係るものが主だったが、巡回型では、不登校のほか、発達障害や児童虐待、貧困、心身の健康・保健に係るものの割合が増加。
- 巡回型移行によりＳＳＷが学校により身近な存在となったことで、児童生徒の抱える多様な課題をより早期に支援できるようになった。また、学校満足度は前年度の 80.1%を上回る 82.3%となった。

□ 事業全体

	H28	H29	H30	R 元	R 2
非常勤職	19 人	22 人	24 人	32 人	43 人
正規職	0 人	1 人	6 人	7 人	7 人
配置方法	派遣型		派遣型＋巡回型モデル実施		巡回型

□ 支援の対象となった児童生徒数（単位：人）

年度（ＳＳＷ数）	小学校	中学校	高校	特別支援学校	計
R 元年度（32 名）	720	301	17	17	1,055
R2 年度（50 名）	1,174	476	40	17	1,707
増減（+11 名）	+454	+175	+23	0	+652

□ 支援対象児童生徒の課題別相談件数（複数回答あり）

課題等	不登校	家庭環境の問題	発達障害等に関する問題	教職員等との関係の問題	暴力行為	心身の健康・保健に関する問題	児童虐待	貧困の問題	いじめ	友人関係	その他	計
R 元（派遣）	219	215	153	101	69	38	71	13	68	28	89	1,064
R 2	833	866	656	105	131	219	249	58	101	68	209	3,495
増減	+614	+651	+503	+4	+62	+181	+178	+45	+33	+40	+120	+2,431

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

課題：即戦力となる人材の確保、一人職場となるＳＳＷへの支援、十分な支援を行える学校滞在時間の確保

原因：ＳＳＷを養成する機関との連携不足、ＯＪＴを行う役割の不足、コロナ禍による人員拡大の困難さ

取組：４大学から計 12 名のＳＳＷ実習生を受け入れ、大学との連携強化を推進。

ＳＳＷへのＯＪＴ実施に向けたプログラム作成に着手。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

課題：経験に応じたＳＳＷ育成体制の整備、十分な支援を行える学校滞在時間の確保

原因：増員に伴う経験の浅いＳＳＷの増加、

コロナ禍による人員拡大の困難さ

取組：新任ＳＳＷの育成と経験年数に応じたＯＪＴの実施

人員の拡充や本市社会福祉職との人事交流の促進

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】貧困・児童虐待・ヤングケアラー等複合的な課題への活用事例 (①貧困対策、②児童虐待、⑨ヤングケアラー)
 < S S W の配置形態：巡回型 >

段階	取組内容及び S S W が担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	中学3年の女子生徒。実父、継母、本児、実妹（小学生）、異父弟（乳児）の5人暮らし。 本児、妹、弟は要支援児童（虐待）であることから学校は本児の見守り支援を継続している。 これまでに児童相談所から特段の対応依頼はなく、登校状況・学校生活・友人関係等も良好であったが、今春、本児は妹と家出し児童相談所に一時保護された。 児童相談所は、保護解除に向けたカンファレンスへの参加を学校に依頼。学校は、本児を受け入れる <u>校内体制の整備や、関係機関との連携支援体制構築を図るため、SSWに支援を依頼。</u>
② 学校内での方針の検討	SSWは学校を訪問しインテークを実施。児童相談所のカンファレンスの前に、校内で本児のアセスメントと支援方針を検討する校内ケース会議の実施を提案。 管理職、学年主任、担任、スクールカウンセラーが参加し、校内ケース会議を開催。 <u>SSWが進行役を担い</u>、次のとおり協議した。 ①学校が把握する本児の気になる様子 ・学校生活に大きなトラブルはなく、部活動にも懸命に取り組んでいる。 ・度々、朝食を抜くことがあるらしく、「元気がない」と感じられることが多くあった。 ・学力は低く、本児の希望する高校への進学は難しい状況にある。 ・宿題をやってこなかったり、課題の提出が遅れたりすることがある。 ・時折、担任に「生後間もない弟の育児や家事の多くを本児や妹が担っている」と話すことがある。 ・連絡先である父は多忙なようで連絡が取りにくい。学校と母との関わりは全く無い。 ・児童相談所からは、「母には持病があるため養育力に欠けている」との情報提供があった。 ②本児の支援課題 ・朝食が摂れていなかったり、家事の大変さを担任に話したりしていることから、両親の養育が十分でない可能性が疑われる。 ・過度な家事等の負担により、宿題ができない状況にあるとともに、本児にとって家庭が安心・休養の場になっていない可能性がある。 ・児童相談所との情報連携が十分でなく、学校は本児に効果的な支援が行えていない。 ③児童相談所のカンファレンスで確認が必要な項目 ・支援方針の共有と児童相談所・学校の役割の理解 ④カンファレンス後に取り組むべき支援 ・児童相談所の支援方針を踏まえた校内見守り体制の構築 ・本児が安心して学習に取り組める環境の整備 ⑤カンファレンスに向け準備すること ・学校が持つ本児に関する情報の収集と整理・統合（学年主任、担任） <u>・児童相談所のカンファレンスの開催目的や現行方針の確認と、学校が整理した情報の提供（SSW）</u> <u>・本児の食支援や学習支援、安心できる居場所の提供等が可能な地域社会資源の情報収集と利用相談（SSW）</u>
③ 支援の実施	【児童相談所のカンファレンス】 ・区役所、小学校、中学校が参加したカンファレンスにおいて、 <u>SSWは議事の進行に合わせ、交わされた情報の要点をホワイトボードに記録したり、適宜、状況確認のための質問をするなど、協働アセスメントが円滑に進むよう支援した。</u> ・次のとおり役割を分担することを決定した。 ①児童相談所と区役所は、家庭に対し本児や妹の家事負担のためのサービス導入を連携して働きかける。 ②学校は、本児がスムーズに学校に戻ることができるよう、保護解除前に本児と面談を行うほか、本児がSOSを発信しやすく、速やかに児童相談所と情報連携できる校内体制を構築する。 【カンファレンス後・保護解除前】 ・学校は、本児との面談で再登校にむけた本児の希望を確認。スムーズな学校復帰のための準備を進めた。 ・学校は、父と面談し苦労を労いながら、家庭と学校とが協力して本児を支えていくことを確認した。 <u>・SSWは、本児宅に近いエリアでの学習支援や食支援の利用に向け、関係部署や団体との調整を行った。</u> ・区役所は、弟の保育所入所や育児支援サービスの利用を調整した。 ・児童相談所は、本児や妹の家事負担を軽減するよう両親に指導した。
④ 経過観察	・弟の保育所入所や家事援助サービス導入により、本児や妹の家事負担は軽減された。 ・一時保護解除後、本児は以前と変わらず登校を再開。部活動にも継続して参加している。 ・児童相談所や区役所は、定期的な保護者面談を継続実施。 ・学校は、支援方針に従って、日常的な本児の見守りを実施。 <u>SSWは、児童相談所や区役所との連携のポイントを学校に伝え、スムーズな情報連携を支援。</u> <u>・SSWは、社会福祉協議会や地域包括支援センター等に相談し、こども食堂やフードドライブの利用につなげた。また、この相談を機にSSWからの働きかけによって、子どもの支援に興味関心を持つ地域住民や学生ボランティアによる学習支援の場が新たに立ち上がり、本児はSSWや教員の助けを借りながら利用を開始。</u> ・本児は、様々な人からの支援を受けて少しずつ自分のための時間を取り戻し、やりたいことにも目が向くようになり、志望校受験に向けた勉強に励んでいる。

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識及び技能を用いて、問題を抱える児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

各区役所に教育委員会事務局学校教育部の区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携しなら、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、教員免許状取得者 など
- ・勤務形態：4日／週、29時間／週、会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアル及びリーフレットを作成し、各学校や関係機関に配布する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

児童生徒指導や教育相談等を担当する教職員が集まる連絡会議や研修で、SSWの活動の紹介、連携の好事例の紹介、情報共有を行い、学校担当者が校内の支援会議等で教職員に紹介できるようにしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

月1回程度

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言（スーパーバイズ）を受ける専門研修（4回）
- ・スクールカウンセラーとの合同研修（4回）
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換（4回）
- ・関係機関の視察 等（必要に応じて）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・他機関の職員（児童相談所職員 等）との情報共有を行う研修
- ・スクールカウンセラーとの合同研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （有 ・ ☐ 無）

○活用方法

（6）課題

- ・各スクールソーシャルワーカーの経験に応じた研修内容及び指導体制
- ・事例検討や関係機関との情報共有等を今後の対応に効果的に活かすこと

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（④不登校、⑦その他、発達障害等に関する問題）＜SSWの配置形態：派遣型＞

中学3年男児。本児は幼少よりこだわりが強く、小学6年に友だちとのトラブルをきっかけに不登校になり、SSWが要請される。中学入学準備として、SSWが中学校と情報共有し受入環境を整えたことで、入学当初は登校出来たが、友達とのトラブルで再び不登校となる。SSWとSCが連携し、SSWが母をSCが本児を定期的に面談する支援体制で、情報共有しながら支援を進め、母が本児の特性を徐々に受容できるようになった。ケース会議に母自身も参加する体制にして、家庭と学校が情報を共有し、本児との面談には担任も同席するようにして、担任と本児の関係構築を図った。中学2年には、職業体験や都内見学等の学年行事への参加をきっかけに、教室で学習できる時間が増え、中学3年では不登校が改善し修学旅行にも参加できるようになった。

【事例2】暴力行為・登校しぶり改善のための活用事例（④不登校 ⑤暴力行為）＜SSWの配置形態：派遣型＞

小学5年女児。帰国後すぐに中学受験を目指し進学塾に入級した。環境の変化によってストレスがたまり登校しぶりがはじまった。家庭内で母への暴言暴力がはじまり、コロナ禍で在宅リモートワークしている父へも暴言暴力を行うようになり、SSWが要請される。面談ではSSWが母の気持ちを受け止め心理面の安定を図ることで、母自身が本児とのこれまでの関わりを整理し、本児の気持ちに向き合うことができるようになった。SSWは環境調整の必要性和本児の意思の尊重の大切さについて助言し、母自身が本児の家庭内での生活と学習の環境を調整していくことで、本児の家庭内での行動が徐々に落ち着いた。SSWは学校に本児の状況を伝え、学校は登校をサポートする体制を整え、本児は家庭内での行動の安定に伴い登校できるようになった。

【事例3】

活用事例なし

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各区1名以上配置の体制を継続し、学校と関係機関への周知及び情報共有や会議等への開催により、スクールソーシャルワーカーの活用及び関係機関との連携は年々充実している。令和2年度は、中学校における支援教育CO及び中学校のSCとの情報共有をする機会を増やすことで、中学校への派遣回数が約1割増加し、中学校への学校支援体制の充実が図られた。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの要請がある学校が6割にとどまっている。

＜課題の原因＞

- ・SSWの職務や具体的役割等について、学校関係者や保護者等が十分に理解していない状況がある。
- ・継続的な支援が期待できず児童生徒や保護者、学校等との信頼関係の構築が難しい場合がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・児童生徒指導や教育相談の担当教員の会議・研修会で、SSWの職務及び具体的な役割を周知した。
- ・SSWがSCや児童相談所等との連携により支援が充実した好事例を学校に周知した。
- ・SSW研修会について、関係機関等との情報交換会を定期的に設け、専門性の向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・児童虐待や貧困、不登校等の早期支援、潜在的ニーズに応える支援体制の充実

＜課題の原因＞

- ・学校からの要請訪問を基本とするため、潜在的な支援ニーズの把握が難しい面がある。
- ・不登校等の未然防止や早期対応など、初期支援からのSSWの活用が進まない現状がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・学校への要請型の訪問に加え、巡回型の訪問を試行することで、定期的にSSWが児童生徒指導担当や支援教育コーディネーターと情報共有できる体制づくりを行い、多様な支援ニーズを把握する。
- ・SSWがSCと共に中学校区の情報交換会に参加する小中連携支援教育モデルを試行することで、不登校等の未然防止や早期対応に適う学校支援体制の充実を図る。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動の背景には、心理面の他に、家庭や友人、地域等の環境の問題が複雑に絡み合っていると考えられる。

そこで、福祉の専門職であるSSWを拠点校型・派遣校型として配置し、関係機関との連携を図り、児童・生徒、保護者、教職員に対して、福祉的側面からの働きかけや支援を行い、児童・生徒の置かれた家庭環境等の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

原則として南区2名、中央区3名、緑区2名を地区担当とし、各区にある事務室に配置している。基本的には学校からの要請に基づいて出向いて支援を行う派遣校型を中心とし、週1日は小学校への配置勤務とし、市内7校に勤務している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置：青少年相談センター 7名

勤務形態：週4日 1日あたり7.5時間

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、幼稚園教諭資格等

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定している。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

指導主事や社会福祉主事が定期的に学校訪問を行う際に、管理職や支援教育コーディネーター等に、スクールソーシャルワーカーの活用に関する説明を行っている。また、ケース会議等の中で必要に応じてスクールソーシャルワーカーの活用について役割や活用方法について説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー 7名 （内容に応じて指導主事等も参加）

（2）研修回数（頻度）

①ケースモニタリング 年間12回

②スクールソーシャルワーカー研修会 年3回

（3）研修内容

①7名のSSWが継続的に支援をする必要があるとして受理しているすべてのケースについて、現状の確認および今後の支援方針や具体的な取り組みについて検討する。

②SSWのスーパービジョンとして、大学教授による講義や事例検討を通した研修を実施している。内容はその年度の支援状況やSSWの経験等をもとに、教授に相談の上計画している。例年、講義や事例検討などを組み合わせて実施している。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパービジョンとしての研修会において、個別の事例に関する検討だけではなく、次年度からの体制変更に向けて各SSWが配置校での勤務状況を振り返ることを行った。派遣校から配置校へ移行したことによる効果や課題などを全体で共有することができ、専門的な立場から次年度に向けた助言をいただくことがで

きた。

毎月実施したケースモニタリングでは、ＳＳＷだけでなく指導主事も一緒にケースの支援を検討することで、福祉的な視点だけではなく教育的な視点を取り入れた支援内容を考えていくことができた。また、ＳＳＷ単独で判断が難しいケース対応についても、組織的として支援方針を決定する機会として有益であった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 （ ☒ 有 ・ ☐ 無 ）

○活用方法

上記のとおり、大学教授にスーパーバイザーを担っていただき、研修において専門的な見地から助言をいただいた。

(6) 課題

ＳＳＷの配置方法の変更にともない、より一層の専門性が求められるため、資質向上のための研修内容についてさらに工夫する必要がある。また、人員の増加や配置変更に伴い、業務経験も様々な職員が増えることが考えられるため、ＳＳＷ全員に有益なものとなる研修内容や実施形態を検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校、⑦その他：発達障害等に関する問題）＜派遣型＞

対象児童：小学生（男）

不登校および家での行動問題により、学校からの依頼を受け支援を開始したケース。入学してしばらくは登校できていたが、集団に対する苦手意識を訴え登校をしづらくなるように。医療機関で発達障害の診断を受け、医師の助言もあり特別支援学級への措置替えを行った。数日は登校を再開できたが、続かずに全欠席の状態となった。また、家では思い通りにいかないと癇癪となることが多く、きょうだいに対して大声や手を出すことがある等、家族が本児の対応に苦慮しているとの情報を学校から受け、学校と家族との面談にＳＳＷが同席した。

面談で本児のアセスメントおよび家族の困り感を整理し、本児の発達特性に合わせた支援の必要性、家族の負担軽減のための社会資源の活用必要性を確認。ＳＳＷが本児の放課後等デイサービスの利用やきょうだいの就園に向けた情報提供を保護者に行い、関係機関との調整を図った。きょうだいが就園できたことで、家族の負担が軽減し、本児への対応にもゆとりが持てるようになってきた。また、本児が療育機関につながったことで、少しずつ集団への適応が見られた。併せて、療育機関での支援を学校でも活かせるよう、学校と放課後等デイサービス事業所との顔つなぎも行った。不登校への支援については、学校、保護者、ＳＳＷで定期的にミーティングの機会を設け、スモールステップでの登校に向けた支援を検討。学校は本児の特性理解が促進され、本児に合った対応を工夫することで徐々に登校できる日数や時間が増えてきている。

【事例2】不登校のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）＜配置校型＞

対象児童：小学生（男）

本児の問題行動や保護者が登校時の送り出しができず不登校になっていることを主訴に学校から依頼を受け支援を開始したケース。本家庭はひとり親家庭である。本児は感情の起伏が激しく学校や家庭での問題行動が多かったため、医療機関を受診し発達障害の診断を受け服薬中である。保護者が本児を面倒みきれないと訴えたことがきっかけで要対協部署も関わっており、定期的に本家庭に指導をしている。

ＳＳＷとしては、保護者の養育の不十分さを補うための支援や本児の発達特性への支援が必要であるとアセスメントしたため、対人関係構築が難しい本児に寄り添い関係性を構築する目的で家庭訪問を実施し、本児の学校や家庭に対する思い等を確認した。ＳＳＷと本児との関係性が徐々に深まっていく中で、本児が自身のことや学校のことを語るように変化した。また、学校は、要対協部署とうまく連携ができない状況だったため、ＳＳＷは本児への支援とともに学校と要対協部署のつなぎ役も担った。ＳＳＷが学校と要対協部署のつなぎをすることで、連携がスムーズにできるようになった。

その結果、保護者は以前よりも本児に向き合うことができ、本児の特性を理解できるように変化していった。

また、保護者の養育の不十分な部分については、社会資源の活用や親族がサポートすることで登校回数が安定し始めた。

【事例3】不登校のための活用事例（④不登校、⑨ヤングケアラー）＜派遣型＞

対象児童：中学生（男）

不登校で本児に会えないことが多く、保護者はやりとりできるが仕事をしているので連絡がとりにくい、と学校からの依頼を受けて支援を開始したケース。保護者は平日だけではなく土曜日でも日中仕事をしており、支援級や施設を利用している兄弟の面倒を本児も見ていた。S S Wが介入した際、本人は引きこもり状態であり、部屋から出てこず保護者やきょうだいと話をする機会も減っていた。学校が家庭訪問をしても会えず、進路指導もできない状況であった。

進路面談に同席し、学校から母へ紹介をしてもらった上で、家庭訪問等の直接支援を開始した。家庭の状況についての情報が少なかったため、並行してきょうだいの所属校担当のカウンセラーからも聞き取り、状況の確認を行った結果、本人がきょうだいのお迎えに来ていることを確認。

進学後の金銭的な負担を軽減するため、給付型奨学金の手続きについてサポートを行った。本人に対しては、意向を確認しながら進路の情報について資料を渡し、進路の話を学校としやすいよう支援を行った。また、市が企画している学習支援の事業を紹介し見学に同行した。家庭訪問等の様子を学校と共有し、家庭と学校の連絡について助言を行った。

S S Wの介入により、仕事をしている母も手続きについて協力的な様子が確認でき、母自身が学校と連絡をとりながら進学までに必要な手続きを済ませることができた。本人についても、無事に卒業することができた。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和2年度の新規相談受案件数は50件で、前年度に比べ15件増加している。要因としては、学校現場においてS S Wの活用に関する理解が進み、積極的に利用しようという学校が増えていることが考えられる。また、家庭訪問の回数についても前年度から大幅に増加しており、これについては、週1日の小学校での勤務を通してチーム学校の一員となり、これまでよりもS S Wが児童生徒や保護者に近い存在となり、直接支援の機会が増えていることが考えられる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

S S Wを教育委員会（各相談室）に配置し学校からの要請で支援を開始する派遣型では、学校からの依頼が前提となり学校への周知が徹底しにくく、早期発見・対応が難しい。

週1日常駐する配置型の導入により、当該小学校については早期発見・対応ができるメリットはあるが、派遣校への支援が行き届きにくい。

＜課題の原因＞

配置型へ移行しているがまだ限定的であり、大多数が派遣型の対応となっており学校からの依頼が無いと介入の機会がないため、学校への周知が不十分となっている。

7名のS S Wが派遣型と配置型双方を担っており、派遣型で対応する校数も多いため、派遣校への支援が充分に行えない。

＜解決に向け実施した取組＞

配置型へ移行した効果を検証。配置型の導入以降、対応したケース数の増加や教職員との顔の見える関係性の構築など一定の効果がみられた。また派遣型については、継続受理ケース数に増加傾向がみられたことから学校によって活用の度合いにばらつきはあるものの、一定のニーズがあることがわかった。

これらのことから、令和3年度はさらにS S Wの活用を促進するため、拠点・巡回型へ移行することとした。

7名のＳＳＷは各自２中学校区を担当し、週４日を２日ずつ、各中学校のうち拠点となる小学校へ勤務しながら担当校を巡回する勤務体制へ移行。市内３５中学校区のうち１４中学校区（７名が２中学校区を担当）を拠点・巡回型とし、それ以外の２１中学校区と１義務教育学校については派遣型としてＳＳＷを配置する。派遣型のＳＳＷ業務については青少年相談センターに配属されている常勤社会福祉職が担うこととした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

拠点・巡回型は一部の中学校区のみしか導入できておらず、市内すべての小中学校に同様な支援体制を整備することができていない。

また、派遣型のＳＳＷ業務については常勤職員が対応しているが人事異動等もあるため支援を定着させていくには引継ぎ等どのようにしていくかの検討が必要である。

<課題の原因>

市内すべての中学校区に配置するための人員が不足していること。

ＳＳＷの人材育成の仕組みが未整備であること。

<解決に向けた取組>

人員確保のため、ＳＳＷ配置による効果検証を進め有効性を実証する。

ＳＳＷ人材育成の仕組みについて検討、整備を進めていく。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ①教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。
- ②採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 4人
- ②資格 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、児童福祉司、教員免許状
- ③勤務形態 週20時間、3日または4日勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を平成28年4月に策定。年度初めに市立学校・園へガイドラインを送付するとともに、校長会、園長会、スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの活用について周知する。なお、ガイドラインは令和3年度に改定する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・教職員のキャリアステージに合わせて生徒指導に関する研修を実施。その中で、スクールソーシャルワーカーの役割と活用について紹介。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ①新潟市教育委員会主催研修会への参加（学校支援課生徒指導班内研修、スクールカウンセラー研修、ゲートキーパー研修）
- ②新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会への参加（年3回）
- ③スーパーバイズ（年6回）
- ④その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）

（3）研修内容

- ①児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ②個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（**有**・無）

OSVの活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーが担当する事案についての報告、相談等をSVが受け、必要な指導や支援を行っている。

（6）課題

- ・対応事案の増加に伴い、スクールソーシャルワーカー全員が揃っての研修日を設定するのが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不適切な養育環境で育ち学校で暴れる児童のための活用事例

(①家庭環境の問題、②児童虐待、⑦発達障がいに関する問題) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 状況

- ・小学生男子児童で特別支援学級に在籍。母親との二人暮らし。生活保護受給世帯。
- ・当該児童は、他の児童とうまく関わることができず、また、学校生活で暴れることがあり、複数の教職員での対応が必要。
- ・母親は、家庭の事情で小学校入学以降、児童養護施設で育った。当該児童の父親ではないパートナーが家に入出入りしている。

(2) 支援内容

- ・学校からの依頼でスクールソーシャルワーカーが介入。それ以前から、要保護児童対策地域協議会案件として管理されていた家庭で、児童福祉、保健師、児童相談所、生活保護担当課、発達障害担当、放課後児童クラブ、学校、スクールソーシャルワーカーでケース会議を複数回実施し、情報共有と役割分担を実施した。
- ・スクールソーシャルワーカーは母親支援を担当。家庭訪問で母親と面談し、子育てで困っていることや生活の困難さへの支援、学校や医療との橋渡しを行った。母親自身、家庭生活の実体験がないため、発達に課題のある当該児童の養育がうまくできていなかった。スクールソーシャルワーカーは受診同行を行い、当該児童が確実に服薬できる環境を整えた。また、学校、母親と共に、当該児童の個別の支援計画を作成した。

(3) 支援後の経過

- ・以前の母親は支援者たちに攻撃的であったが、スクールソーシャルワーカーが支援開始後は、協力的態度になっていった。家庭でも当該児童の特性に向き合いながら子育てできるようになってきている。
- ・当該児童は、服薬の効果もあって、少しずつ落ち着いて学校生活を過ごせるようになってきている。

【事例2】不安定な家庭環境で暮らす障がいのある児童のための活用事例

(①家庭環境の問題 ④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 状況

- ・小学生男子児童。自閉スペクトラム症、注意欠陥・多動症の診断があり、特別支援学級に在籍。他者とのコミュニケーションが苦手。いじめ被害を訴え、不登校となる。
- ・当該児童は母親との二人暮らし。母親は障がいがあり、療育手帳を所持。他者との関係がうまく築けず、不安定になる。生活保護受給世帯。

(2) 支援内容

- ・当該児童、母親と週1回学校で面談を実施。心身状況を確認するとともに、学習に取り組める機会を設けた。状況によっては家庭訪問を実施した。
- ・当該児童が受診する際に同行し、主治医へ、家庭や学校での様子を適切に伝え、対応のアドバイスを受けた。
- ・母親が保健師、障害者基幹相談支援センター、生活保護担当者等と面談する際にスクールソーシャルワーカーが同席することで、コミュニケーションが苦手な母親が安心して相談することができるようになった。また、関係機関と連携し、母親を医療機関受診につないだ。
- ・学校や関係機関と定期的に支援会議を開催した。

(3) 支援後の経過

- ・当該児童は、母親、スクールソーシャルワーカーと共に週1回登校し、勉強や運動に取り組んでいる。徐々に学習への意欲が高まり、以前よりも自分の意思を伝えることができるようになった。
- ・母親が受診し、服薬を始めたこと、地域に相談者が増えたことで、母親は心身共に安定し、当該児童と余裕をもって関われるようになった。就労意欲も出ている。
- ・学校や地域の関係機関が連携して対応することで、共に障がいのある親子の地域生活を支えることができる。

【事例3】登校しぶりが見られる児童のための活用事例 (⑧性的な被害) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 状況

- ・小学生女子児童。母親、祖父母と暮らしている。
- ・学習に集中できない様子が見られ、学力は低い。登校を渋る様子が見られる。
- ・当該児童は同級生の男子児童を呼び出し、男子児童の陰部を触った。学校が事実確認をしたところ、当該児童は、別居する兄から胸を触られたことがあると訴えた。

(2) 支援内容

- ・学校からの依頼でスクールソーシャルワーカーが介入。当該児童、母親と面談し、情報を整理した。当該児童は兄の行為を「嫌だった」「またされたら怖い」と語った。母親にその思いを伝え、家庭内で兄との接触場面に留意するよう促した。当該児童が性への関心を高めていることについて、児童相談所の養育相談や医療機関の利用を提案したが、母親は受け入れなかった。
- ・スクールソーシャルワーカーは、市役所担当課に当該児童の状況について相談した。その後、学校、市役所担当課、民生委員、スクールソーシャルワーカーで支援会議を開催。情報共有と役割分担を行った。

(3) 支援後の経過

- ・関係者による見守り体制が整い、継続的に支援できる体制ができている。
- ・スクールソーシャルワーカーは母親とも面談を継続。当該児童の実態に合った養育ができるよう支援している。少しずつではあるが、母親の意識の変化が見られてきた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①活用実績

支援した児童生徒数：H30…87人，R1…109人，R2…106人

②成果

スクールソーシャルワーカーを活用することで、児童生徒にかかわる問題の発見から解決までを総合的・継続的に支援することができ、各学校での取組改善の方向や家庭、仲間、地域、関係諸機関への働き掛けを的確に行うことができている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣要請が増加傾向にあるとともに、一つの事案への対応が長期化する傾向が見られる。

<課題の原因>

- ・家庭環境に困難がある児童生徒、多様な原因による複雑な案件が増えているため。

<解決に向けた取組>

- ・事案の状況の見立てを的確に行うとともに、スクールソーシャルワーカーが指導主事等と連携して効率的に事案に対応するようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・スクールソーシャルワーカーの人材の確保と育成。

<課題の原因>

- ・職員の入れ替わりがあるため。

<解決に向けた取組>

- ・持続可能な事業体制の在り方を検討、構築していく。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部に拠点校を位置づけ、その拠点校にSSWを各1名配置。
- ・拠点校以外の派遣校については、各学校からの派遣要請を受けてSSWが訪問する。派遣要請がない場合でもSSWが派遣校を積極的に訪問し、問題を抱えた児童生徒の発見等に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…12名（うち1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・資格…社会福祉士、又は精神保健福祉士を有している。
- ・勤務形態…拠点校の勤務は、週1回2時間（年間76時間）を基本とし、派遣校の勤務は、各支部の配当時間数内での勤務とした。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・静岡市SSW活用事業実施マニュアルに基づいた実施計画書を作成し、生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等において、関係職員に向けた本事業内容の説明を行った。
- ・3年に1度「SSW活用事業実践事例集」を作成し、これを全小中学校及び関係機関に配付することで広く周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校コーディネーター担当教員を窓口にし、職員会議や打ち合わせ等で本事業の周知や活用事例の紹介をしたり、校内研修で講師を務め、職員の理解を深めたりした。
- ・SSWとSC、教育相談員等の勤務日とそろえたり、校内ケース会議へ参加したりすることで、情報の共有や課題の整理、的確なアセスメントを行えるように努めた。一緒に検討する時間を増やすことで、SSWの役割や活用の仕方を校内へ広めることができた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW12名、拠点校のコーディネーター担当教職員12名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の場を設けた。
- ・静岡市教育センターや子ども家庭課が主催する研修会の中で、SSWに有益な研修講座を年2回選択できるようにした。（研修講座の例：「子どもの貧困」「要保護児童地域協議会実務研修」等）

（3）研修内容

- ・切れ目のない支援について（小中の入学・卒業時の支援方法、就学時健診や入学説明会への関わり方）
- ・講話「ヤングケアラーについて」：本市SVより ・指導主事も含めた事例検討や情報交流

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSW連絡会には、拠点校のコーディネーター担当教職員も出席し、協議の時間を設けた。他校の活用事例についての情報交換もできたことにより、対応に苦慮していた事例への見通しをもった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 OSVの設置 （有）

- ・月2回児童生徒支援課に勤務。学校や関係機関からの情報を担当指導主事と共有した。また、SSWからの相談や対応困難なケースへの助言や支援も行った。

（6）課題

- ・SSWの力量を高めるためのSVの在り方について、さらにより方法を検討したい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困による生活難を抱える父子世帯への支援

①貧困対策 ⑦その他（心身の健康・保健に関する問題）＜拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

父と成人の兄、高3の弟、小6の妹の父子4人家族。経済面、衛生面、健康面に加え、妹の登校状況や女子としての育ちのフォローも気になり、学校とSSW、関係機関が連携して家庭に関わった。年度途中で父親が緊急入院をした際、父親は担任に生活が苦しいことを伝えた。児童相談所も含めたケース会議を開き、今後の支援体制を検討していたが、父親が死去。弟が在籍する高校職員、成人の兄、父方伯母まで含めたケース会議を重ね、兄が父親代わりとなり、子どもたち3人で生活することとなった。担任との家庭訪問を続け、遺族年金等の諸手続の支援や進捗状況の確認を行った。以前より生活環境が整い、妹の登校も安定した。また新年度に就職する弟と中学進学をする妹への準備支援も行った。家族の中心となる兄に対しての継続的な支援を行うように、相談できる機関とそれぞれの役割を兄と確認した。今後も継続して対応する。

【事例2】 DV被害からの避難後の母親と子どもたちへの継続的な支援

①貧困対策 ②児童虐待 ⑤暴力行為 ⑦その他（避難等に関する問題）＜拠点校型＞

過年度からの継続ケース。夫の暴力から逃げ、生活保護を受給し生活。母親と中3男子、小4女子、小1男子の生活。高校2年の長女は母親と合わず、父親の下に出ていく。母親は、精神疾患を抱え就労困難。養育疲れ、人の集団が苦手。母親のリストカットを子どもたちが目撃。小学生の二人は自閉・情緒級に通学のため、登校の見送りがある。下校後は放課後等デイサービスへ通う。中3男子は中2の前半から不登校。部屋にこもってゲームに没頭し昼夜逆転の生活。SSWとして、定期的な家庭訪問を継続し母親の心身の状況に気を配り、母親と学校、関係機関との仲介、代弁役を務めた。母から子どもたちの一時保護を求める連絡が入り家庭訪問をすると部屋にこもり応答のない母親の姿を確認。児童相談所に連絡し、3人の子どもたちは一時保護となった。一時保護解除の前に学校、関係機関で会議を重ね、子どもたちの家庭復帰後の各機関の支援体制を確認した。数年にわたる継続的な支援によって支援機関と家族との関係構築ができ、母親からのSOSに繋がった。学校と関係機関連携による「顔の見える支援体制」を整えることができた。

【事例3】 家庭環境と本人の特性から学習意欲が低下している女兒への支援

①貧困問題 ⑥非行 ⑨ヤングケアラー＜拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

小6女兒、両親、兄、弟2人妹2人の8人家族。生活保護家庭。SSWは小3時から関わる。本児の問題行動（ものを盗る等）に、母が困っているとの話を受け、学校や関係機関で共有。母との面談の後、法務少年支援センターと連携し、心理検査を行った。結果から見えた本児の特性を共有し、本児への接し方を工夫したことで改善が見られた。しかし小4、小5時に続けて妹が産まれたことで、弟妹の入浴、寝かしつけ、夕食の準備手伝いなどを本児が担うことになり、家庭での役割が増え、本児から学校への訴えがあった。車がなく弟妹の登園の手伝いのために遅刻が増え、勉強の遅れが生じ、登校渋りが目立つようになった。契約満期を迎える住居問題も浮上したため、家庭背景について関係機関と情報共有し、家賃上乗せの契約延長措置をとった。

根本的な解決に向けて、中学へのつなぎ、住居の安定、弟妹たちの成育など今後も継続した支援を行う。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW派遣実績：119校/129校中 ・年間対応児童生徒数：1,069人、延べ支援回数：3,982回）。
- ・小学校就学前からの相談、関係構築、入学支援等：19人 ・中学卒業時の制服準備、関係機関連携等：25人

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞・学校の理解促進（継続） ・小学校就学前、中学校卒業後の「切れ目のない支援体制」

＜課題の原因＞・幼保や高校、就労支援等の関係機関との連携体制のさらなる構築。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・幼保と情報連携した、小学校入学に向けた準備の支援や、小中からの進学準備（制服の準備等や入学金等の諸手続の同行支援等）、定時制高校に進学する生徒に対する就労情報の提供。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞・学校の理解促進（継続） ・小学校就学前、中学校卒業後の「切れ目のない支援体制」（継続）

＜課題の原因＞・新しい生活をスムーズに始められるようにするため、事前に家庭への支援体制を整えていくため。

＜解決に向けた取組＞

- ・SSWを含めた幼保とのさらなる情報連携 ・就学時健康診断や小中高の入学説明会での支援体制作り

浜松市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和２年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に福祉分野に係る専門的な視点を導入し、家庭や地域との連携促進、関連機関との協働体制の強化に繋げること。
- ・問題を抱える家庭の状況や児童生徒の発達特性等の情報共有がなされるよう関係機関との調整を図り、不登校やいじめ、問題行動、虐待等の未然防止や早期発見・早期解消を目指すこと。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・市内各区の１～３小学校に拠点校型ＳＳＷを配置し、配置校に近接する複数中学校区を担当する。
- ・学校からの新規要請は教育委員会で受付け、必要性に応じて担当ＳＳＷを派遣する。
- ・ＳＳＷの経験年数や実績等から適切な人員配置を行い、各区内のＳＳＷ相互の情報共有や相談体制を構築する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数　：１５人
- ・資格　　　：社会福祉士有資格１０名、精神保健福祉士有資格５名、教員免許有資格６名
- ・勤務形態　：活動時間は原則週３０時間（７．５時間×４日）とする。ただし学校の実態や活動上の必要性等に応じて変更可能とする。

（４）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

年度当初、教育委員会から各小中学校に通知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

各校が実施する就学指導や生徒指導上の校内会議に出席し、教職員にＳＳＷの役割や関わり方について理解がなされるよう働きかけている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ＳＳＷ及び事業担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ連絡会（月１回）
- ・小中学校の教職員対象の生徒指導研修会やいじめ対策研修会、虐待対応研修会への参加（年間５回）

（３）研修内容

- ・事業担当指導主事への活動報告及びＳＳＷ間での情報共有を行う。
- ・対応困難ケースの事例検討を行い、専門機関等からのスーパーバイズを受ける。
- ・関係機関の担当者による講義や演習、質疑応答等。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・浜松市支援対象児童等見守り強化事業についての研修
- ・児童相談所心理士による面接スキル講座

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置　（ ☒ 有　・　無　）

○活用方法

- ・教育委員会配置のＳＳＷがＳＶを担い、各区を担当するＳＳＷに助言指導を行う。
- ・困難事例のケース会議に同席したり、直接的な支援を複数対応で行ったりしている。

（６）課題

- ・教育委員会配置のＳＶが複数の校区を担当し、ケースワークを行っている。そのため、常時ＳＶとして機能することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）

＜拠点校型（貧困対策の重点配置）＞

父親は就労しているが金銭管理に疎く、母親は育児・家事能力が不十分で、不適切な養育環境に育つ生徒。小学校在籍中から支援を行っているSSWは、進学の際に中学校にアセスメントを引継ぎ、特別支援学級における適切な支援の下、学校生活が送れるようにモニタリングを継続していた。コロナによる一斉休校明けから本児の登校渋りが顕著となったため、担任と共に家庭訪問をする中で、小学生の兄弟ともに生活リズムの乱れが大きいこと、経済的困窮が深刻化していることを把握したSSWは、学校に連携ケース会議を提案。社会福祉課（家庭児童相談室）、主任児童委員、障がい者相談支援事業所と情報を共有し、具体的な支援を検討した。会議において、食料品提供を通じ定期的な養育状況の確認と支援を図る「支援対象児童等見守り強化事業」を活用することとなり、SSWは事業を実施するNPO法人職員の訪問に同行し事業の円滑な導入をサポートした。

【事例2】児童虐待対応のための活用事例（②児童虐待、⑥非行・不良行為、⑦その他）

＜拠点校型（虐待対策の重点配置）＞

母子家庭で母親はフルタイムの仕事をしながら二児を育てているが、特に多動傾向のある本児の対応に苦慮しておりSSWへの相談につながった。SSWは母親を労い助言するとともに、身体的虐待のリスクがあることから傷痕を認めた場合の対応も学校と共有していたところ、家庭から本児が金銭を持ち出し、怒った母が暴力に及ぶという事案が起きた。本児の痣を発見した小学校は速やかに通告、社会福祉課（家庭児童相談室）が介入するに至った。さらに学校での支援を一層進めるため、SSWは本児の特性の見立てをSCに依頼することを提案。SCの助言をもとに学習や生活上の支援策を検討、母親にも説明し、本児の頑張りを認めていくように働きかけた。

【事例3】ヤングケアラー支援のための活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦その他）＜拠点校型＞

精神疾患のある母親のもとに育つ本児は、中学校進学後、遅刻が多いながらも登校していたが、家事育児を主に担っていた父親が離婚して家を出たことをきっかけに欠席がちとなった。幼稚園児である弟を園バスに乗せる本児の姿を度々見かけた主任児童委員から相談を受けたSSWは、本児が弟の世話を担っている可能性を懸念し、母親の相談履歴がある障がい者相談支援事業所に連絡、連携ケース会議を開催することとなった。中学校、幼稚園、主任児童委員、地区担当保健師に加え、社会福祉課（家庭児童相談室）へも参加を要請し、詳しい家庭の状況を共有したことにより、要保護児童対策地域協議会における進行管理ケースとなり、家事ヘルパーの導入等家庭支援策の検討を進めた。SSWは本児の生育歴からまずは校内適応指導教室を居場所として手厚いサポートをしていくことを提案、中学校もその必要性に同意。本児は安定的に登校を継続している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・市内各小中学校への定期訪問や要請訪問等を通じて、学校内における情報共有や問題行動等を把握することができ、支援を要する児童生徒の早期発見・早期対応や虐待等の未然防止に繋がっている。そのため、学校や保護者からの相談ニーズも高く、結果的に対応件数が増えている。

【対応件数 1072 件（前年度比 110%）】

- ・問題の背景に家庭環境や発達障害等の問題を抱えるケースが多く、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより状況改善が図られたケースが増えている。また、保護者との信頼関係が築かれることが多く、支援の継続率は高い。そのため、関係機関と連携した中長期的な支援体制の構築が可能となっている。

【継続支援率 846 件/1072 件（78.9%）】

- ・ＳＳＷがコーディネーター役を果たし、学校と関係機関、地域人材がケース会議に参加できるよう調整を図っている。そのため、個別ケース検討会議への教職員や関係機関等からの参加人数が増えている。

【個別ケース検討会議への参加人数 【7.33 人/回（Ｒ１）→8.28 人/回（Ｒ２）】

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＳＷの活用における市内全域の共通理解。
- ・ＳＳＷの人材確保と育成及び専門性の向上。

<課題の原因>

- ・ＳＳＷの役割への認知は高まっているが、対応件数の学校間格差は大きく、市内全域での共通理解を図るまでには至っていない。
- ・対応件数の増加傾向にあり、ＳＳＷ一人ひとりの負担が増している。
- ・ＳＳＷの経験年数に差があり、対応の在り方や支援の質の低下が懸念される。

<解決に向け実施した取組>

- ・配置校を２～３年周期で変更し、配置経験校を増やしていくことで市内全域の共通理解を図る。
- ・ＳＳＷの増員（前年度からの２名増員）により、負担軽減に繋げる。
- ・研修機会を増やし、ＳＳＷの専門性を高める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ＳＳＷの活用における市内全域の共通理解。
- ・ＳＳＷの専門性の向上。

<課題の原因>

- ・ＳＳＷのキャリアによって専門性や関係機関との調整能力に差があるため。

<解決に向けた取組>

- ・ＳＳＷの適正配置と増員を目指した財源確保。
- ・研修内容の精選を図り、実態に即した効果的な研修機会の充実を図る。

名古屋市教育委員会 1

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。
（以下「訪問相談」とする）

（2）配置・採用計画上の工夫

名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。

（3）配置人数・資格・勤務形態

主任相談員1人、相談員11人の合計12人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数240日、時数1,440時間）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
- ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小・中・特別支援学校を訪問して周知を図る。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、5・6月の訪問を電話での情報交換に替えて行った。）
- ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・ 当センターで行われる教育相談に関わる研修において、訪問相談の概要や、申し込み方法を情宣する。
- ・ 年度初めに行われる当センターの事業説明会にて、訪問相談の概要や、申し込み方法について、全小・中・特別支援学校の教頭に周知する。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面により周知した。）

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

主任相談員1人、相談員11人の合計12人。

（2）研修回数（頻度）

- ・ スーパービジョン：1人当たり年間約25回実施
- ・ 事例検討会：2グループに分けて1グループあたり年間6回実施
- ・ 全体研修：年間15回実施

（3）研修内容

- ・ 臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、相談員1人あたり年間約25回のスーパービジョンを実施した。
- ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー6人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「ケースの見立て」と「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
- ・ 全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路に関わる相談等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討会で、相談の見立てをする上で必要な情報収集をどのように行うとよいか協議したり、相談を進める上で、参加者が「自分だったらどうするか」という視点で協議したりすることで、参加者が自身の関わり方を振り返りながら様々な視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：ケースについてのスーパービジョン

（6）課題

当センターの訪問相談の対象は、不登校を主訴としているケースばかりである。中学校3年時における、

進路選択は、子ども本人にとっても保護者にとっても切実な重い悩みであることが多い。中学時に不登校を経験した子どもたちが、楽しく、意欲的に通うことのできる進路選択をするためには、常に新しい情報を持ち、学校と連携しながら適切に支援していく必要がある。日々更新される進路の情報を、どのように手に入れ、相談員で共有していくかが課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】不登校対応のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

＜対象＞ 小学6年女子

＜きっかけ＞

本人は小学1年時から不登校。直接的なきっかけは不明だが、「精神的な不安」からきていると考えられる。学校からの勧めもあり、適応指導教室に通っていたが、送迎していた母や祖父の体調が悪くなり、送迎ができなくなってしまった。訪問型の支援を求めて、当センターの訪問相談を申し込むに至った。

＜家庭の状況＞ 祖父、父、母、兄、本人の5人家族

＜相談の経過＞

本人が少しでも外出への不安を軽減させることができればと、家の近くを散歩したり、バス停まで歩いて適応指導教室への通い方を一緒に考えたりする相談を継続して行った。当センターでは、小学校卒業と同時に、適応指導教室への復帰を視野に入れて終結する見込みでいたが、父と母がそれぞれの持病の治療のために入院することが分かったため、急遽学校とケース会議を開いた。そこでは、①中学校との連携、②適応指導教室との連携、③なごや子ども応援委員会との連携を図ることと今後の方向性を確認した。

ケース会議も踏まえ、父母や子ども本人とも相談し、父母の病状が落ち着くまでは当センターの相談員が引き続き本人を支援していくことで合意。短期的な目標として、適応指導教室への通所を目指して相談を継続している。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和2年度の学校復帰率 54.3%

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

当センターの訪問相談は、中学校卒業までが対象である。中学校卒業後にも継続した支援を希望する相談者に対して、どの相談機関にどのようにつながのかという点が整備されていなかった。

＜課題の原因＞

関係機関（主に「なごや子ども・若者総合相談センター」）と、担当者が情報交換を十分にすることができていないため。

＜解決に向け実施した取組＞

なごや子ども・若者総合相談センターとの連携を強化し、子ども本人・保護者の同意を得た上で、ケースの情報を共有し、必要に応じて一定期間の並行相談を行ったり、当センターの訪問相談終結後に引き続き福祉的な支援が得られるようにしたりした。その結果、令和2年度は3ケースの引き継ぎをすることができた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

不登校経験のある中学3年生の子どもが、子ども本人が希望する進路先へ進むために、当センターの訪問相談員が、中学校や進路希望先とどのように連携をとっていくとよいかの検討が必要。

＜課題の原因＞

近年、広域通信制高等学校や、サポート校などが次々に新設されたり、校舎が追加されたりしている。また、授業時間や通学日数を柔軟に設定できたり、発達障害特性をもつ生徒への支援に手厚かったりするなど、特色も様々である。新しい情報をなかなか得にくいため、子どもとの情報共有も難しい。

＜解決に向けた取組＞

可能な範囲で新しい広域通信制やサポート校の情報を手に入れ、相談員研修で相談員に伝達する。また、ケースによっては、中学校との連携も強化していくようにする。

名古屋教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

名古屋市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、区役所の福祉部門や児童相談所など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは各ブロックに2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人員 22人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を現状に合わせ改訂し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・コーディネーター連絡協議会において、各中学校に配置されているコーディネーターを通じたスクールソーシャルワーカーの紹介や協力を行っている。また、各スクールソーシャルワーカーが拠点としている中学校にて、中学校の先生を招いた勉強会を実施し、お互いの理解を深める取り組みを行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー22名

（2）研修回数（頻度）

年間15回程度

（3）研修内容

- ・教育や学校文化等の理解について
- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 （有）

○活用方法 学期に1回、各ブロックで行われるケース検討の場にSVを派遣し、他職種と共にどのようにチームとして支援にあたるかのスーパービジョンを行う。

（6）課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境の不安のための活用事例（①貧困対策）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

県外より転入してきた中学生について、母親の体調面や家庭状況を心配した担任からスクールカウンセラーに相談があり、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携して対応。スクールソーシャルワーカーは定期的な家庭訪問を行うことで子どもと母親の見守りを行った。母親の体調面での心配もみられたことから、学習支援事業や区役所へ申請が必要な支援事業について、関係機関との橋渡し役として機能することで、継続的に支援を行った。関係機関とも連携し、学校内外で支援体制を組むことで適切な支援につなげ、子どもは学校で出会った友人達と一緒に笑顔で下校するなど、楽しんで学校生活を送れている。

【事例２】児童同士のトラブル再発防止のための活用事例（③いじめ）＜ＳＳＷの配置形態：拠点校型＞

小学校における児童同士のトラブルについて、校長から中学校ブロックのスクールカウンセラーに相談があり、子ども応援委員会と学校が一体となって対応を実施。スクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラーをはじめ拠点校の総合援助職、スクールポリス等の多職種で連携して支援を行い、必要に応じて関係機関につなぐことができるよう注意を払い、再発を防ぐことができた。また、全学年を対象としたストレスマネジメントやアンガーマネジメント等の授業を実施し、更なる事案の未然防止を行うことができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ３７，２１１件、対象となった児童生徒数は実数で５，８７８人であった。そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ５，２８７件、対象となった児童生徒数は実数で７６６人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・多様化する問題に、スクールソーシャルワーカー単独での対応が困難になりつつある。
- ・増加する対応件数に伴う人材の確保、技量の不足。

＜課題の原因＞

- ・問題の多様化によりスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの協力が不可欠となっている。
- ・教育現場における人材の確保

＜解決に向け実施した取組＞

- ・週に一度拠点校を中心としたブロックで会議を行い、情報共有や技術のスキルアップを図っている。
- ・人員配置の状況によって適宜公募を行っている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・職員の年齢構成のバランスがベテラン層に偏ってしまっており、早期に退職される方も多い。
- ・学校、教員によってスクールソーシャルワーカーへの期待や理解が違い、分担が上手くいかないことがある。

＜課題の原因＞

- ・福祉の経験のみの方を採用することが多く、仕事へのイメージが異なり、また仕事内容が難しい。

＜解決に向けた取組＞

- ・公募で幅広い人材を確保し、またスクールソーシャルワーカーへ研修を行うことでスクールソーシャルワーカーの学校現場に対する理解を深めている。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめ、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図った。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：54名（スーパーバイザー4名、派遣型1名を含む）
- ・資格：基本的に社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：会計年度任用職員（年間280時間勤務を基本とする。）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

年度当初、事業実施要項やスクールソーシャルワーカー活用事業の手引き等により指針を示している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

例年、スクールソーシャルワーカー担当教職員（コーディネーター）に対し、果たすべき役割について理解を深め、校内の教育相談体制の強化を図るためのコーディネーター連絡協議会を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施できなかった。（月1回程度実施予定であった。）

（3）研修内容

（毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図る予定をしていた。）

（4）特に効果のあった研修内容

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行っている。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは他の職も兼務しており、実施日程の調整等が困難である。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修が実施できなかったため、今後は、オンライン等での研修体制を整える必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困・ネグレクト家庭のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）＜スクールソーシャルワーカーの配置形態：拠点校型＞

他都市から転入してきた児童は、無気力で忘れ物が多く、保護者に連絡をしてもつながりにくい状態であった。保護者は仕事で帰宅が遅く、児童が夜遅くまで一人で家で過ごしていることが判明し、学校から児童相談所に通告。以前の居住地でも要対協に登録されていた児童だったため、本市と連携する。本市でも要対協に登録し、関係機関とのケース会議を定期的実施。児童と教員の継続的な関わりとともに、福祉支援の滞りを解消するため、スクールソーシャルワーカーが学校の事務職員とも連携し、保護者に対し就学援助や各種福祉事業の案内や手続きを丁寧に行った。区の担当者ともつなげ、保護者がショートステイや転職等の相談をするようになるなど、頼ることができるようになった。関係機関での見守りを続けることで、児童の表情が明るくなり、学習に前向きに取り組むようになってきた。

【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校）＜スクールソーシャルワーカーの配置形態：拠点校型＞

小学生のときから不登校が継続している生徒。保護者は、不登校の要因は学校側にあると考え、学校に対し様々な要望を伝えてくることから対応に苦慮してきた。担任や通級指導教室担当の教員等と児童の状況を共有し、スクールソーシャルワーカーはアセスメントとプランニングに関わった。学年が上がり担任が変わった際も、これまでの情報を共有し、学期当初から家庭と丁寧に連携した。それにより、生徒と保護者が心を開いてきた。また、校内に教室復帰につながる準備段階としての居場所となる部屋（別室）を開設したことで、少しずつ登校できるようになってきている。

【事例3】ヤングケアラーの家庭のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜スクールソーシャルワーカーの配置形態：拠点校型＞

母が子を出産したばかりで精神的に不安定な状態のなか、当該生徒に下のきょうだいの世話をさせるため、学校を休ませる状態が続いた。母は、生徒間トラブルがあつて本人が学校に行きたくないと言っていると主張したが、生徒間トラブルの事実は確認されなかった。

学校から虐待通告ののち、児童相談所や区の生活保護担当者等と要対協の枠組での連携ケース会議を継続的に実施。ケースワーカーの勧めで母は通院し状態も安定してきた。スクールソーシャルワーカーは、母及び生徒と担任等教員との信頼関係づくりにも努め、生徒は登校できる時間が増えた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカー配置年数の短い学校における

- ・校内ケース会議の定着化
- ・アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の確立

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーが週１日の勤務であり、教職員の多忙もありケース会議が設定しにくい。
- ・同様にアセスメントシートの作成や活用がなかなか進まない。

<解決に向け実施した取組>

- ・令和２年度当初の学校の臨時休業期間中を活用し、スクールソーシャルワーカーから教職員に対し、ケース会議やアセスメントシートの有効な活用についての簡易な研修の実施や、説明資料の作成などを行うことで、理解促進に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

スクールソーシャルワーカー配置年数の短い学校における

- ・校内ケース会議の定着化
- ・アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の確立（継続）

スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーが週１日の勤務であり、教職員の多忙もありケース会議が設定しにくい。
- ・同様にアセスメントシートの作成や活用がなかなか進まない。
- ・令和元年度までスクールソーシャルワーカーの拡充を継続的に図ってきたため、経験の浅い者が多い。コロナ禍で令和２年度は十分な研修を実施できていない状況であり、スクールソーシャルワーカーの自主的な研鑽に委ねている部分があった。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催
- ・短時間かつ少人数でのミニケース会議の導入
- ・スクールソーシャルワーカー対象のオンラインでの研修の実施

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行う。また、校園長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

S S Wを全区役所へ配置し、課題解決に向けて学校園と専門家の連携協力の推進を図り、チーム学校としての役割を充実させる。

各小中学校において、児童生徒の生活状況等を把握し、課題を発見するスクリーニング会議Ⅰを定期的に開催し、課題を抱える児童生徒を洗い出す。S S Wは、スクリーニング会議Ⅱにおいて、それらの児童生徒の様々な課題に対してのアセスメントを行い、支援計画等を検討する。検討された支援計画等をチーム学校内で共有し、教育分野の支援、又は地域・関係機関等による福祉分野の支援につなぐことができるサポートネットを構築する。また、担当区の学校園からの要請に応じて派遣を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・35名（うちスーパーバイザー2名）
（社会福祉士の資格を有する者27名、精神保健福祉士の資格を有する者10名、臨床心理士2名）
- ・週5日（1日6時間）8名　週4日（1日6時間）10名　週3日（1日6時間）15名
- ・中途退学予防対策として高等学校6校に1名ずつ、行政区の事業として5区の区役所に1名ずつ配置

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表している。
- ・各区において、S S Wの活用についての手引きを配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・各区において、学校を訪問し、管理職及び生活指導担当者等にS S Wの活用について説明を行った。
- ・申請があった学校において、S S Wを講師とした校内研修を実施した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・S S W 38名

（2）研修回数（頻度）

- ・毎月2回

（3）研修内容

- ・事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通して、S S Wのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、研修会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・様々な事案に対するスーパーバイザーによるスーパーバイズ
- ・事例検討を行い、それぞれのS S Wの経験や知識に基づいた意見を共有する研修（グループスーパーバイズ）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置　（ ☒ 有 ・ 無 ）

○活用方法

- ・必要に応じて、S S Wとともにケース会議へ出席する。
- ・研修会における、S S Wへのスーパーバイズ

（6）課題

- ・S S Wのスキルアップ研修や各学校園のS S Wの活用に関する詳しい周知
- ・スーパーバイザーの育成と人材確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境と不登校、それぞれの問題整理のための活用事例

（①貧困対策〔福祉機関との連携等〕、④不登校、⑦その他〔発達障害等に関する問題〕）

＜SSWの配置形態：巡回型＞

小学校高学年女児 母、兄、祖母との4人暮らし 生活保護費受給世帯

1年のときから欠席しがちな当該児童であったが、欠席理由ははっきりしなかった。欠席は多いながらも登校できる日もあり、欠席した日には、学級担任が家庭訪問等で当該児童と会うことはできていた。しかし、家庭訪問をしても母とは会えない状態で連絡を取ることもできず、家庭との連携は難しい状態であった。

3年になり欠席はさらに増加し、安全確認すら難しくなってきたため、学校がSSWへ相談。SSWは、学校が把握している情報から、友人関係を構築する力の弱さや学習意欲の低さ、教室へ入る抵抗感の強さ等の当該児童の困りについて見立て、関係する教員で共通理解を図った。更に、母の就労が安定しないことや兄の進路が決まらないこと等、家庭の困りについても見立てた。

学校がSSWと母との面談を調整、SSWが、直接母から支援ニーズを確認し、同意を得て関係機関との連携を開始する。家庭と区役所を繋ぎ、区役所の生活保護ケースワーカー等と連携して、母と兄を支援につなげた。母は就労が安定することで当該児童のことを考える余裕ができ、兄は進路が明確になり不安が解消された。

学校対応についても、SSWが児童観察やケース会議へ参加することで学校対応のプランニングに関わる。別室登校、校長室登校、職員室登校等を経て教員と当該児童の関係が構築され、特別支援学級への入級を調整することで当該児童のペースで登校できる環境を整える。その結果3年の3学期に週3回の登校が安定する。

高学年になり再び欠席が目立ち始めるが、学校は以前と違い母と連絡が取れるため、効率よく不登校対応に取り組むことができるようになった。また、高校を卒業した兄が当該児童を学校まで連れてくることで登校できる日も増えてきた。結果的に、1学期後半の段階で本人は毎日登校できるようになった。

【事例2】問題行動生徒の家庭環境改善に向けた活用事例

（②児童虐待〔関係機関との連携〕、④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

小学校高学年男児 特別支援学級在籍 母子家庭 生活保護受給世帯

生活リズムが崩れ、なかなか登校ができず、遅刻・欠席が常態化していた。担任が、家庭訪問をすると家はゴミだらけで、母は当該児童の世話をほとんどできておらず、ネグレクト傾向が見られた。また、母の機嫌で当該児童を怒鳴りつけたり、暴力を振るったりしていることも判明した。

学校からの相談を受け、SSWが区役所の子育て支援室と連携しながら、学校に対して、当該児童の見守り体制について提案を行った。子育て支援室との連携から、母の養育能力が著しく低いこと、母自身も精神疾患を患っていることがわかったため、子育て支援室の調整により、家庭内にヘルパーを派遣して生活環境を整え、食事の準備や身の回りを清潔に保つよう支援した。

学校では、特別支援学級担任を中心に、積極的に家庭訪問や登校支援を行い、本人の登校回数が減らないよう、全教職員で共通理解を図り、取り組んだ。

更に、今後は中学生になり環境が大きく変化するため、SSWが早期からの小中連携を提案。中学校のSCと連携し、当該児童と母の面談を定期的に行い、共通理解を図った。その際、中学校の教職員にも様子を観察してもらい、入学時の学級や教員の配置について検討してもらった。

小中連携がスムーズに進んだことで、母との関わりを丁寧に行うことができ、当該児童も環境の変化に対応して中学校生活に移行することできた。ヘルパーを利用し、家庭環境が整い始めたことで、母とのコミュニケーションもスムーズになり、家庭と学校の連携も進み出している。

【事例３】性的な被害のための活用事例

（⑧性的な被害、③いじめ、⑦その他〔心身の健康・保健に関する問題〕）＜ＳＳＷの配置形態：巡回型＞
小学校高学年女子

当該児童が立ち上げていたＳＮＳ掲示板に、男子児童（以下、本事例において「関係児童」という。）が性的な内容を含むメッセージ、児童ポルノ画像を投稿した。学校は関係機関に相談し、対応をしていたが、性的な被害を含むいじめ事案に該当することもあり、ＳＳＷの派遣を依頼した。

ＳＳＷが状況を整理し、当該児童に寄り添った支援や関係児童に必要な指導及び支援等、いじめ事案の対応について、具体的に助言した。

学校がＳＳＷへの相談を行いながら支援を継続することで、当該児童は不安がある中でも休まず登校し、学校生活でも笑顔が見られるようになった。関係児童は抱える課題の大きさもあり、別室登校を行いながら、児童相談所での支援プログラムに保護者と参加している。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、ＳＳＷが支援を行った校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・スクリーニング会議Ⅱにおいて、ＳＳＷによるアセスメントと支援計画の作成により、教育分野の支援、又は地域・関係機関等による福祉分野の支援につなぐことができる体制が整ってきている。
- ・ＳＳＷが各区役所に配置されていることから、課題校に対してより迅速かつ柔軟な対応ができるよう定期的な巡回訪問や要請に応じた派遣訪問も行っている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、ＳＳＷの増員に向けて、人材の確保が課題である。
- ・ＳＳＷの人数に対して、学校園からの依頼が多数あるため、派遣に日数を要する場合がある。
- ・様々な事案に対して的確に対応していくために、その資質・能力の向上をめざす必要がある。

＜課題の原因＞

- ・有資格者の確保が困難である。
- ・学校園数に見合ったＳＳＷの配置が困難である。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ＳＳＷの配置人数を増やし、学校数に合わせて、各区役所に１～２名のＳＳＷを配置した。
- ・ＳＳＷの増員に伴い、有資格者やＳＳＷ経験者を確保するため、様々な勤務条件（勤務日数、報酬月額等）を設定した。
- ・ＳＳＷの派遣申請を、学校に近い区役所に行うことで、派遣がスムーズに行えるようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・様々な課題に対して適切なアセスメント及び支援計画の作成ができる人材、多岐にわたる支援要請に応える人材の確保及び育成が課題である。

＜課題の原因＞

- ・有資格者や経験が豊富なＳＳＷの確保が困難である。
- ・様々な事案に対して適切に対応していくために、ＳＳＷの資質・能力の向上をめざす必要がある。

＜解決に向けた取組＞

- ・スーパーバイザーによる講義や研修、事例検討（グループスーパーバイズ）等を充実させる。
- ・スーパーバイザーによるスーパーバイズを受けられる機会をより多く確保する。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑧性的な被害 ③いじめ ⑦その他〔心身の健康・保健に関する問題〕）

< S S Wの配置形態：巡回型 >

段階	取組内容及びS S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	小学校高学年の女子児童（以下、本事例において「当該児童」という。）の保護者が来校し、当該児童のSNS掲示板に、男子児童からコメントが書き込まれたとの訴えがあった。実際の内容を確認すると、性的な言葉を含むメッセージと児童ポルノ画像が添付されていた。関係する数名の男子児童と家庭に確認していく中で、一人の男子児童（以下、本事例において「関係児童」という。）が投稿していたことがわかった。 学校は、関係する各家庭への連絡や関係機関（警察、児童相談所等）への相談、学年集会による全体指導等の対応をしていた。その後は、当該児童と関係児童を分離することで学校生活を進めていたが、当該児童と関係児童の理解を得ながら、どのようにそれぞれの支援及び指導を行っていくべきか難しい状況にあったため、管理職が、S S Wの派遣要請を行った。
② 学校内での方針の検討	S S Wは、管理職からケースの詳細を聴取して<u>状況を整理し、学校の対応として不足している対応や必要な視点について助言した。</u> （相談時の状況） 当該児童は事案発生後しばらくの間、学級担任等の教員とともに登校し、その後は迎えもなく登校していた。関係児童は数日間欠席した後、保護者に送られ別室登校を開始した。当該児童は精神的苦痛を受けたことから、関係児童とは会いたくない思いを持っていた。学校は双方の保護者からの意向を受け、どの段階で関係児童を教室に戻すべきか判断できずにいた。 （課題の明確化・アセスメント） ① 学校は今回の事案をいじめ事案として捉えてはいるが、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に則った対応ができていない点がある。今後の対応の方向性が定まりづらく、対応にぶれが生じてしまう。 ② 関係児童への対応のみを考えるのではなく、当該児童への継続した支援も並行して行う必要がある。 ③ 関係児童への指導及び支援について、専門機関のかかわりが必須である。関係児童が保護者とともに児童相談所の教育相談を受けることを前提に、学校からも児童相談所担当者へより具体的な情報提供を行った方が良い。 （支援内容の検討・プランニング） ① いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針に則った、当該児童と関係児童それぞれへの支援及び指導方針について、校内で共通理解を徹底する。 ② 当該児童及び関係児童への支援として、それぞれがS Cにつながるよう準備し、双方の保護者にも提案する。 ③ 関係児童の教室復帰について、児童相談所との連携を図りながら、当該児童の気持ちを考慮し、関係児童の保護者の協力のもと慎重に判断する。 ④ 学校から児童相談所担当者へは概要を伝えるのみで留まっているため、改めてSNS上のやり取りや画像等、詳細な情報提供を行う。
③ 支援の実施	① 学校から双方の保護者にS Cとの面談を提案した。当該児童及び関係児童は、専門機関やS Cとつながりカウンセリングを受けることができた。 ② 学校から関係児童の保護者に対し、教室復帰に向けた支援の一環として、児童相談所と連携することを促すことで、関係児童が保護者とともに児童相談所の教育相談を受けることが決まった。 ③ 学校の管理職が児童相談所を訪問し、担当者に実際の記録を見せながら経過を報告した。
④ 経過観察	① 学校の管理職が当該児童、関係児童それぞれの保護者に経過の報告や引き続きの支援について連絡し、双方の思いも丁寧に聞き取った。求められる支援や対応を共有し検討するため、S Cと<u>S S Wが情報共有を行い、優先すべきこと等について検討した。</u> ② 事案発生から一か月後、当該児童は関係児童と顔を合わす機会がないこともあり、学校生活でも笑顔が見られるようになった。その後も落ち着いた状態が続いている。 ③ 関係児童は、児童相談所で母子面談、心理検査等を行い、その結果を受けてグループ療法を進めていくこととなる。学校は、関係児童の教室復帰に向けた支援を継続する。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

①配置計画

- ・ 5 名を「スーパーバイザー」として活用
- ・ 9 名を「区担当（拠点型）」として 7 小学校、区役所に配置（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

②採用計画 面接による選考を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 14 名

②資格（重複あり）

①社会福祉士	11 人
②精神保健福祉士	5 人
③その他社会福祉に関する資格	1 人
④教員免許	1 人
⑤心理に関する資格	1 人
⑥その他 S S W の職務に関する技能の資格	1 人

③勤務形態 会計年度任用職員として採用する。

【週 4 日】 1 日 7.25 時間、週 4 日（週 29 時間） 9 時から 17 時 00 分（休憩 45 分）

【週 2 日】 1 日 7.25 時間、週 2 日（週 14.5 時間） 9 時から 17 時 00 分（休憩 45 分）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成 20 年度文部科学省委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」がスタートし、平成 21 年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。

スクールソーシャルワーカーの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。

周知については、「堺市 S S W 活用マニュアル」を作成し各学校園に配付するとともに事業説明を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職や生徒指導主事等を対象とした研修やその他の会議において、いじめ、不登校、虐待等の課題解決のために、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を啓発している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全 S S W 対象

（2）研修回数（頻度）

月 2 回

（3）研修内容

生徒指導全般、ケース会議運営方法、事例検討など

（4）特に効果のあった研修内容

事例検討など

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置 有 （5 名）

○活用方法

- ・ S S Wの周知を図るための講習講師（講習対象：学校関係者、関係機関関係者）
- ・ 月 2 回の S S W研修会でのスーパーバイズ（S V、全 S S W、教育委員会担当者参加）
- ・ S S W からの個別相談対応

（6）課題

- ・ S S Wの人材確保及び育成
- ・ スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

- 1 2 月下旬、仲間内のトラブルから欠席が増加する。
- 1 月中旬、学校と関係保護者で話し合うがお互いに納得できずに、不登校が継続する。その後、管理職から教育委員会が相談を受け、家庭への支援が必要だと判断したため、S S Wを派遣した。
- 1 月中旬～2 月中旬、保護者の学校に対する不信任が強いことを踏まえ、S S Wが保護者及び児童と面談し、聞き取り及び支援を行った。
- 2 月中旬～3 月上旬、S S Wが家庭訪問し学習支援等を行うとともに、保護者と連携し登校に向けて支援を行った。
- 3 月上旬～下旬、児童が少しずつ登校できるようになる。
- 3 月春休み、学校と保護者との面談を設定し、次年度に向けて話し合いを行った。新学期は毎日登校できている。

【事例2】いじめのための活用事例（③いじめ）＜S S Wの配置形態：拠点校型＞

- 1 1 月 5 日、A の筆箱に入れてあった鉛筆削りに鉛筆で「しね」と書かれてあったと、A 母から担任に電話連絡が入った。その後、A と A 母が来校して担任と教頭が詳細を聞きとった。
- 1 1 月 9 日、当該クラスで記名式アンケートを行うが書いた者の特定はできなかった。保護者から「犯人を特定できない限り学校に行かせられない」と学校に伝えられた。
- 1 1 月 1 3 日、当該クラスで全児童に個別聞き取りを行うが書いた者の特定はできなかった。保護者から「犯人を特定できない限り学校に行かせられない」と学校に伝えられた。
- 1 1 月中旬～下旬、母親は、区役所や弁護士、警察、市議会議員等に相談する。
- 1 2 月初旬、管理職から教育委員会が相談を受け、支援が必要だと判断したため、S S W、弁護士、心理士等をメンバーとする専門家チームを派遣した。
- その後、約 3 カ月に渡って専門家チームが A 及び学校に対する支援を行った。学校は児童の情緒面、友人関係の構築、保護者との連携など総合的なアプローチに取り組んだ。
- 2 月初旬、信頼関係のある養護教諭が中心となり別室登校ができるようになり、春休み中に登校に向け、新しい担任と A 及び A 保護者が話し合い、新学年は継続して登校できている。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例（例；⑧性的な被害）＜S S Wの配置形態：単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型（該当するもの以外を削除すること。）＞

現在、事例として報告できるケースはありません。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和２年度継続支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況１４４０件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、２２３件で１５％となっている。令和元年度の相談件数９０５件と比較すると、相談対応件数が増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズの高まりに対応できている。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・ＳＳＷへのニーズが低い学校へのアプローチ
- ・いじめ等の課題に対する早めの介入
- ・人材の確保

<課題の原因>

- ・各校のＳＳＷの役割や専門性に対する理解が低い
- ・ＳＳＷの資質
- ・採用条件

<解決に向け実施した取組>

- ・ＳＳＷを対象とした研修の回数増加や内容の精選
- ・ＳＶの人数増加（個別ＯＪＴの実施）
- ・ＳＳＷの増員及び採用条件改善に向けて予算要求する

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ＳＳＷへのニーズが低い学校へのアプローチ
- ・いじめ等の課題に対する早めの介入
- ・人材の確保

<課題の原因>

- ・各校のＳＳＷの役割や専門性に対する理解が低い
- ・ＳＳＷの資質
- ・採用条件

<解決に向けた取組>

- ・ＳＶと連携し、ＳＳＷを対象とした研修の質向上や個別支援を充実させる
- ・ＳＳＷの増員及び採用条件改善に向けて予算要求する

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題を抱えた児童生徒が置かれた環境を踏まえて、関係機関とのネットワークを活用し、多様な支援を行うことで、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○市内全9区12校の拠点小学校に、12名のSSWを1名ずつ配置

以下の場合に、SSWを派遣

- ・学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
- ・事案の発生や情報交換等により、教育委員会がSSWの派遣を必要と判断した場合

○事務局にSSWスーパーバイザーを配置

SSWの支援や関係機関との連絡調整

（3）配置人数・資格・勤務形態

①SSWスーパーバイザー

○配置人数：1名 ○資格：児童福祉行政経験者 ○勤務形態：1日6h・週2日

②拠点小学校配置SSW

○配置人数：12名 ○資格：社会福祉士8名、精神保健福祉士4名、教員免許状6名

○勤務形態：1日7h・週5日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○スクールソーシャルワーカー派遣要項を定め、年度当初、市立学校園に発出。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○生徒指導に係る研修会及び連絡協議会・地区会等に参加することで、学校園との情報共有や相談できる機会を確保

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW

（2）研修回数（頻度）

毎週木曜日を研修日に設定し、教育委員会事務局担当係長、SSWスーパーバイザーとともに研修を実施

（3）研修内容

- 生徒指導に係る事務局担当課の対応や事業内容について情報共有
- SSWが対応した事案について事例検討及び支援方法等についての意見交換
- 代表して参加した研修会の内容について、全SSWに共有
- 生徒指導に係る事務局担当課が担当する研修会への参加
 - ・児童自立支援施設の見学
 - ・生徒指導研修「いじめ防止」
 - ・文科省「いじめ問題に関する行政説明」

（4）特に効果のあった研修内容

- 事務局担当係長、関係機関との情報交換
- SSWスーパーバイザーからの関係機関との連携方法についての助言

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＷの設置（☒有・無）

○活用方法

- ①ＳＳＷへの日常的な助言や指導
- ②児童相談所、区役所こども家庭支援課等の関係機関との連絡調整
- ③緊急対応が必要な場合の学校園への支援

（６）課題

- 貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、関係機関等と連携を図る体制の構築
- 人権に関わる課題等にも対応できる最新の法や国の動きを把握する研修の実施
- 関係機関及び本市の施策を踏まえた支援にかかる研修の実施
- ＳＳＷの配置人数を増やしていく中で、ＳＳＷのさらなる資質向上

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】貧困対策のための活用事例（①貧困対策 ⑨ヤングケアラー）

<ＳＳＷの配置形態：拠点校型>

（世帯状況）実父、実母、本児Ａ（小６男子、特支学級）、Ｂ（小５女子、特支学級）、Ｃ（小３男子、特支学級）、Ｄ（小２、通常級）の６人暮らし。Ｄ以外、一家全員に何らかのサービスが必要な家庭。居宅介護サービスが育児の大部分を担っている。

実 父：高齢、要介護２、訪問介護利用。

実 母：療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳２級所持。訪問介護利用。

本児Ａ：療育手帳Ｂ２所持。障害サービス利用（外出支援、放課後等デイサービス）。感情面のサポートが必要（夜尿等）。

Ｂ：身体障害者手帳１種２級（心臓機能障害）、療育手帳所持。定期通院中。障害サービス利用（訪問看護及び放課後等デイサービス）。小３まで特別支援学校在籍。

Ｃ：療育手帳Ｂ２所持。障害サービス利用（外出支援）。注意力散漫、多動、危険予測弱い。

Ｄ：低学力

（概要）多くの関係機関が支援に携わっている家庭。不衛生な養育環境により一時保護か障害サービス利用か選択を迫られ、障害サービス利用に至った。本児Ａはヘルパーの物を勝手に触ったり、遊びのつもりが本気になって暴力的になったりするなど心配がある。父は本児らを気にかけて優しい一面もあるが、養育能力が低く、父母共に金銭管理が難しい。

（経過）

本児Ａの中学進学に向けて小中連携を兼ねたケース会議開催。関係機関が共通の課題意識を持ち、役割分担して各々の機関が小さい目標を立てて支援することで、母の揺れ動く意思に周囲が惑わされない一貫性のある支援に努めている。

（今後の対応）

本児らの成長に伴って、母の育児支援の利用頻度や内容の精査、年齢に応じた役割を担えるように支援していく。

【事例２】児童虐待のための活用事例（②児童虐待）<ＳＳＷの配置形態：拠点校型>

（世帯状況）実母、本児Ａ（中３）の二人暮らし。近隣（校区内に）離父居住。

実 父：要介護１

実 母：身体障害者手帳１種１級（肢体不自由）

(概要)

以前より月 1 回定期的に母の入院による A の一人暮らしを把握し、母子保健虐待担当部署と適宜連携していた。コロナ流行により実母の入院が長期化、退院の見通しがたたず、緊急事態宣言が発出され、行政及び学校の見守り体制に心配がある。

(経過)

児童相談所、母子保健虐待担当、障害担当、社会福祉協議会に相談と連携。通告か養護相談かを検討したが、A の同意がなければ一時保護は難しいとの見立てを踏まえ、在宅生活の見守り体制構築のためコロナ禍で接触回数に配慮しつつ役割分担を実施。母不在時の生活費の管理、生活状況把握のため週 1 回ふ福祉事務所と中学校が連携して家庭訪問実施。また、児童家庭支援センターやこども食堂の利用により、週 2 回の夕食確保を兼ねた安否確認を行った。離父の関与も少なくなり、緊急事態宣言も重なってこれ以上見守ることが困難と判断し、リフレッシュステイを試し、養護相談を経て退院までは一時保護委託となった。

(今後の対応)

母退院によりネグレクトは解消したが、休校期間が長期化したことで生活リズムが乱れたため、変化に注意。住環境（1R）についても検討が必要である。

【事例 3】ヤングケアラーのための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSW の配置形態：拠点校型＞

（世帯状況）実母、本児 A（中 3）、妹（小 2）3 人暮らし。

(概要)

母は精神疾患を抱えており、DV 被害を起因とした外出不安もあるため、母に代わり生活保護の窓口に行ったり、母の外出に付き添ったりしている。妹は不登校で、担任が家庭訪問した際は A が応対するなど、本来保護者が担うべき役割を A が家庭内で担っていることが多い。A も不登校で、学校が家庭訪問を繰り返しても安否確認がとれない時期があったため、学校は SSW と連携し、支援方針を協議した。SSW は、学校と母子保健虐待担当部署をつなぎ、家庭の課題解決に向け、支援体制の構築を行った。また、生活保護受給世帯のため、SSW が福祉事務所とも連携し、安否確認の協力を依頼した。

(経過)

A は NPO 法人の学習支援を以前から受けていたため、SSW が NPO 法人とも情報共有を行い、家庭状況の把握に努めた。A の定時制高校進学に際して、当該高校担当の SSW と、妹の小学校を担当する SSW が連携し、小学校・高校間で情報共有を行い、さらなる支援体制の構築に努めている。

(今後の対応)

高校進学を機に、A は新しい友人と出かけたり、アルバイトにも興味を示したりするなど、社会的な活動に楽しみを見出している。A の前向きな変化を大切に、今後も A の家庭での負担軽減と、A の思いを尊重した支援ができるよう努めていく。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○令和 2 年度の学校園からの総相談件数 11,715 件は令和元年度 7,081 件と比べると約 65.4% 増となった。

事案対対象人数 458 名は令和元年度 404 名と比べると約 13.4% 増であった。

○市立全学校園中 182 校（小 121 校、中 51 校、高 5 校、特支 5 校）の対応にあたった。

○学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑な課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有する SSW が、問題を抱えた児童生徒の置かれている環境を踏まえ、関係機関とのネットワークを活用することで、学校、家庭、地域、関係機関と連携した支援を実施した。

○小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や報告相談への指導助言を行った。

○学校への連携支援の強化を目指し、区役所こども家庭支援課やこども家庭センター（児童相談所）との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

○貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携した研修できる体制を整える。

○ＳＳＷの活動について、関係機関（ひきこもり支援室等）に対して周知活動を継続していく必要がある。

○今後、学校園からの相談件数の増加が見込まれる中きめ細かな支援をしていくために、ＳＳＷ体制の拡充が必要である。また、その中で経験豊富なＳＳＷの人材確保に努める必要がある。

＜課題の原因＞

○学校園によって、ＳＳＷが認知されていないことから、対応が遅れるケースが見られた。

特に小学校においては、生徒指導担当教員や不登校担当教員が配置されていない学校が多く、ＳＳＷとの連携がより円滑になるよう管理職等に周知していく必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

○関係機関（ひきこもり支援室）を月１回、週１回実施のＳＳＷ連絡会に招き、情報・行動連携に努めた。

○ＳＳＷの活動の学校への周知に向け、ＳＳＷが年度当初に各自の担当校を訪問し、周知に努めた。

○新規ＳＳＷの募集に際して、市ＨＰでの募集に加えハローワークにおいても募集を行い、人材確保に努めた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

○こども・若者ケアラーなど支援を必要としているが認知されにくい児童生徒への気づき、支援早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、学校サポートチームの一員としてＳＳＷを活用できる体制の整備をさらにすすめること。

○ＳＳＷとして職務を遂行できる人材の確保。

○年度をまたいで支援を継続する場合における、関係機関・学校・ＳＳＷ間の円滑な引継ぎ。

＜課題の原因＞

○コロナ禍で不要不急の会議等が中止となったり、出席を見合わせたりする中で、ＳＳＷと学校との関係構築が十分に図れなかった。

＜解決に向けた取組＞

○ＳＶが新規ＳＳＷとともに関係機関や学校を訪問し、ＳＳＷと関係機関や学校との関係構築に努めた。

岡山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に定期的に勤務することで、困難を抱えている子どもを早期に発見し、保健・福祉等関係機関と連携の上、早期に支援が開始できる体制を構築するため

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を果たす子ども相談主事を6福祉事務所内の地域こども相談センターに配置している。
- ・月1回全公立小中学校に勤務日を設けているが、週4日地域こども相談センターに勤務する体制になっているため、必要に応じて勤務日以外にも学校訪問や関係する会議への出席、教職員からの相談や子どもや保護者の訪問、面接、電話、関係機関との連絡等に対応している。
- ・地域こども相談センターに配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携が強化されている。
- ・学校現場を理解して、適切に相談や支援ができるよう、教員経験者を子ども相談主事に採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・6福祉事務所に各3名ずつ配置
- ・18名全員が教員免状を所有。内1人は社会福祉士の資格を所有。
- ・週4日勤務の非常勤職員。1人複数校担当し、1校につき月半日の学校勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動の目的や業務内容を記載。学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者会議等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

岡山市スクールソーシャルワーカー（こども相談主事）

（2）研修回数（頻度）

年13回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・児童家庭支援センターの取組について
- ・支援学校について
- ・スクールカウンセラーとの連携について
- ・子どもとゲームやネットとの関わりについて 等

（4）特に効果のあった研修内容

子どもに関わるさまざまな施設・学校の説明・見学

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・**無**）

○活用方法

（6）課題

相談件数が年々増加し、かつ、関わりが難しい事案も増えており、研修に参加できなくなることも見られたため、研修の回数や実施時期の見直しを検討している。

コロナウイルスの感染状況によって、参集での研修が難しい時期もあり、研修の持ち方も見直していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクト家庭への支援のための活用事例（②児童虐待 ⑨ヤングケアラー）

＜SSWの配置形態：巡回型＞

（概要）

保育園児を含む5子を養育するひとり親家庭で、第4子までは皆不登校。母は、深夜まで飲食店で勤務（現在はコロナの為、昼の勤務）して、子どもたちの自立の為と言って家事をさせるが、ほぼ放任状態。家事をしなかったら適切な食事を与えなかったり、第1子にお金を渡してきょうだいの世話をさせたりする養育状況。家の中はごみであふれて足の踏み場も無い状態。母は、掃除や洗い物はせずいつ食べたか分からない汚れた食器が放置され、腐った食べ残しの食器が山積みになっている。第5子のおむつ替え等世話は、第1子と2子が中心にしている。第3子4子が万引きして補導され、警察からこども総合相談所へ触法通告され一時保護。

（スクールソーシャルワーカーの関わり）

- ・所属の「地域こども相談センター」（以下「地こ相」）の方針に基づき、月1回の学校勤務時に児の現認と所属

調査、管理職や担任と情報交換し、それを整理・記録して報告し「地こ相」で共有。

- ・「地こ相」での「支援検討会議」にかけ、記録を基に現状把握をしながら方針を組織で相談して支援。
- ・学校からの相談の窓口となり、必要に応じて家庭訪問、児や保護者との面談。

（「地こ相」の支援）

- ・学校と主任児童委員とをつなぎ情報共有して地域からの支援（登校支援、簡単な食事の提供、等）
- ・「地こ相」職員による家の大掃除。
- ・第5子の保育園入園支援。
- ・ケース会を開き、関係機関が情報共有し出来る事からの支援を確認。
- ・岡山市の「養育支援ヘルパー訪問事業」を活用。

⇒定期的にヘルパーが訪問して掃除や片付け等をする内に子どもたちが手伝い始めた。そして、ヘルパーの支援を受けながら登校を始めた。第4子が、ヘルパーに「自分で掃除をしてダメ人間じゃなくて見本になれる男として育っていきます！」と、感謝の手紙を自発的に書いた。

（関係機関の支援）

- | | | |
|--------------|-------|-----------------------------------|
| ・学 校 園 | …………… | 学校園生活での児の見守り、不登校支援と指導、母へ助言 |
| ・警 察 署 | …………… | 児らの問題行動への指導と関係機関との連携 |
| ・主任児童委員 | …………… | 家庭への見守り・声掛けと登校支援、母への助言 |
| ・保健センター | …………… | 家庭訪問、第5子の養育状況確認、母への助言 |
| ・こども総合相談所 | …………… | 家庭訪問、定期通所による児童・母面接指導 |
| ・地域こども相談センター | … | 家庭訪問、学校園への所属調査、児童・母面接と助言、福祉サービス支援 |
| ・養育支援訪問ヘルパー | ……… | 母と一緒に家庭環境整備と助言、学校への送り出し |

（今後の方針）

- ・各機関が適切に母への関わりをもつ。子どもたちが、掃除・片付けが出来る事も視野に入れて再度「養育支援ヘルパー訪問事業」を活用。
- ・関係機関で定期的にケース会をもち「衣食住」の改善状況の確認。

【事例2】家庭環境が不安定で、発達障害・学習障害のある児童への支援のための活用事例（⑦その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等））〈SSWの配置形態：巡回型〉

（概要）

父母の関係が不安定な状態が長く続き、現在は別居状態となっている。母と兄、兄の3人暮らし。兄は不安を

感じやすく、登校がだんだん難しくなった。母は児を登校させるために、学校に付き添うようになったが、他児や他の保護者からの理解は少なかった。学校ではケース会を開催し、児だけで学校で過ごす時間も増えてきた。その後、児も登校しづらくなったり、母と学校との間でトラブルが発生したりして、二者間での相談や解決が難しい状況になった。母は「地こ相」に相談し、子ども相談主事が相談を受けるようになった。

（スクールソーシャルワーカーの関わり）

- ・母の相談に応じながら、児に登校を促す働きかけを模索した。
 - ・学年が替わる時に、児は新担任が誰になるのかを気にしていたと、母から情報を得た。
 - ・母と学校に、新学年のスタートに当たって、母と学校に懇談する方向で相談した。少なくとも、学校と家庭との連絡のやりとりについては決めたいとの共通認識は双方から得られた。主眼としては、年度のスタートを児に登校を働きかける貴重な機会にしたいと考えた。
 - ・学校と懇談の内容について相談した。始業式当日に本児の登校につながるように、懇談では母と打ち合わせすることを目的とした。始業式当日に登校した場合の、学校の対応について、学校では児や母の安心につながるように努めることになった。
 - ・再度、学校と懇談内容について打ち合わせをした。①導入、自己紹介②欠席の場合の家庭訪問、教材の購入について③翌週の予定表について④教室の席について⑤支援体制について⑥順調に懇談が進めば、母を新しい教室に案内する。
 - ・母と学校との懇談を実施し、懇談は⑥まで行うことができた。（子ども相談主事が進行役を務めた）
 - ・母と新担任と懇談以降、連絡や相談が円滑にできるようになり、児はほとんど欠席もなく登校するようになった。
 - ・学校勤務の際、学校での児の様子について聴き取り、学校からの相談に応じている。
 - ・母から年度替わりの際や2学期始めなど、学校との懇談について、相談を受けて、懇談を調整している。
- ケース会開催の場合の相談や学校との調整にも対応している。

（学校及び関係機関との連携）

- ・母は児が幼児の時より受診している医療機関に相談。医療機関に属した計画相談事業所を母は利用し、保育所等訪問を依頼。母の了解・協力のもと、学校と事業所はその機会を通じて、情報共有や対応相談ができるようになった。ケース会開催については中心的役割を担っている。
- ・同様に、放課後デイサービスなどの事業所で、母子に長く関わっている相談員（作業療法士）が存在。母子の信頼も厚く、ケース会に出席し、児の発達や成長の状態の把握、今後の支援についても、情報共有や対応相談ができるようになった。

【事例3】性的虐待の未然防止のための活用事例（⑧性的な被害）〈SSWの配置形態：巡回型〉

（概要）

母子家庭。数年前に転居。近隣に知り合いはいなかった。児は同じアパートに住む高齢男性と仲良くなり、初めは同級生も一緒だったが、一人で遊びに行くようになった。その情報が同級生から学校に伝えられ、母に連絡。母も心配し、「地こ相」に児を連れて相談した。「地こ相」の職員と学校担当の子ども相談主事が対応した。

（スクールソーシャルワーカーの関わり）

- ・学校にケース会開催をお願いし、警察署にも声をかけ、対応策を検討した。
- ・学校と連携して、学童クラブを利用できるように支援した。
- ・主任児童委員や民生委員に協力を求め、主任児童委員による母子への働きかけと民生委員による高齢男性への働きかけをお願いした。両者は、母子と高齢男性の、それぞれの家庭を訪問し、相談に応じ、サポートを開始した。

(学校及び関係機関との連携)

- ・学校では、母との連絡を心掛け、児の見守りについて努力している。
- ・主任児童委員は学校の朝の交通当番に協力する際、児に声をかけたり、時々母に電話をしたりして、つながりを継続している。民生委員は高齢者の見守りとして、高齢男性の見守りを継続している。主任児童委員は、学校や地域こども相談センターに情報共有し、必要に応じて対応している。

【４】成果と今後の課題等

(１) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

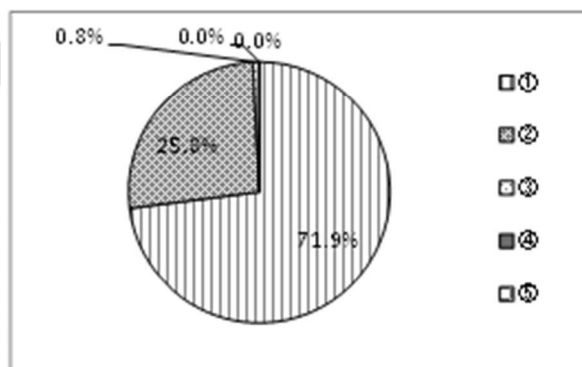
令和２年度岡山市スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）の活用報告より（学校から集めたアンケート）

アンケート回答数

小学校 回答数	91 / 91	100.0%
中学校 回答数	37 / 37	100.0%
全体 回答数	128 / 128	100.0%

子ども相談主事が月１回、定期的に勤務することでの効果

	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	61	31	92	71.9%
②まあまあ効果があった。	27	6	33	25.8%
③あまり効果がなかった。	1	0	1	0.8%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	0	0	0	0.0%



(学校から挙げられた成果)

- ・不登校児童生徒の学校での様子などの情報共有をすることにより、関係機関と連携した、学校だけではできない支援を行うことができています。
- ・保護者との面談を通して、医療機関や放課後デイサービスの利用を助言してもらい、保護者が安定し、児童の遅刻、欠席数が減少した。
- ・児童だけでなく保護者の支援が必要なケースで、子ども相談主事が家庭訪問をしてくれ、生活リズム改善や登校にむけた意識改善、適応指導教室の紹介をもらい、担任の困り感や不安感が軽減した。
- ・継続的に職員や児童に関わってもらえるので、人間関係ができて相談しやすかった。
- ・社会福祉の面から専門機関と連携して必要な援助が行えるような道筋をつくってもらった。
- ・医療機関との橋渡しをしてもらい、児童が落ち着いた生活を送ることができるようになった。

(２) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・子どもや家庭の支援について、学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースは減少傾向にあるものの、依然として散見される。

<課題の原因>

- ・課題として挙げられているようなケースを具体的に取り上げた事例検討が十分でない。

<解決に向け実施した取組>

- ・学校と福祉とが連携して支援を行えるよう、具体的な事例検討を含む研修を行った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）への相談件数は年々増加しており、活用が進んでいるが、相談内容等が、スクールソーシャルワーカーの本来の役割に沿わないものも散見される。

＜課題の原因＞

- ・スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）の立場や役割について、学校の職員に十分に理解されていない。

＜解決に向けた取組＞

- ・管理職や生徒指導主事等、一部の職員だけではなく、スクールソーシャルワーカー（子ども相談主事）の立場や役割について広く周知するための研修のもち方等を検討する。

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、16校にスクールソーシャルワーカーを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4～5中学校区程度を担当するようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：16人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する運営指針を作成し、活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの活用が、学校において適切に行われるよう、以下の周知活動を展開する。

- ・ スクールソーシャルワーカーを紹介するチラシを学校や各機関等に配付する。
- ・ 管理職や生徒指導主事、教育相談・支援主任、養護教諭等を対象とした研修会等の場を活用し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法、具体的な実践事例等を説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

（2）研修回数（頻度）

- 県外の大学教授を招聘した全体研修（年2回）
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回）、全体研修（月1回）
- 各種研修会への参加（適宜）

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。
- 本市スクールソーシャルワーカーの活動についての課題の検討、評価及び検証。

（4）特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（☒有・☐無）

○活用方法

- ・ 適宜、SSWからの相談に乗り、対応するケースに対して助言する。
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会を実施する。
- ・ 広島市スクールソーシャルワーカーの活動実績等の分析を行い、本市のSSW活動の基盤を作成する。

（6）課題

- スーパーバイザーを配置したことにより、解決困難な重篤化するケース等へ対応に関する研修や助言を行うことができるようになったが、スクールソーシャルワーカーのケースは年々増加し、それに伴い解決が困難な重篤化したケースも増加しており、より一層、スクールソーシャルワーカー一人ひとりの資質向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校との関係構築のための活用事例（②児童虐待、⑤暴力行為）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

- **本児の状況：** 小学生男子。特別支援学級に在籍。校内徘徊、暴言暴力がある。保護者の指導力がなく、問題行動への指導が難しい。母の再婚、出産等の家庭の事情で、医療機関を利用することができていない。
- **家族の状況：** 継父、母、異母姉、本児、実弟の5人家族。実弟誕生後、継父は、異母姉と本児に、日常的に暴言を浴びせるようになった。
- **関係機関：** こども・家庭支援課、地域支えあい課、医療機関、警察、法テラス、くらしサポートセンター
- **具体的な支援**
 - ・ スクールソーシャルワーカーは、母と面談し、母の困りごとを聞くことから始め、再度、医療連携することの了承を得た。また、継父から本児への暴言があることがわかった。
 - ・ 医療機関に受診同行し、通院の必要性や特別支援学級に在籍することに対する母子の疑問が解消するよう努めた。また、母を地域支えあい課や法テラス、くらしサポートセンター等の関係機関につなぎ、家庭の問題について、相談できる環境を整えた。
 - ・ 定期的にケース会議を開催し、各機関の家庭への支援方針をそろえた。
 - ・ 学校と家庭が本児に対して同じ支援方針を持って支援することができるようになった。

【事例2】家庭支援のための活用事例（④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

- **本児の状況：** 小学生男子。集団行動が苦手。不登校傾向。昼夜逆転の生活をし、家庭内暴力がある。小児科を受診し、服薬しているが、本児の症状の改善はしていない。保護者は子育てに疲弊している。
- **家族の状況：** 父、母、姉、本児、妹の5人家族。父親は、車いす生活であり、母親は癌を患い、自宅療養中である。保護者は、本児の改善が見られないことから、学校や関係機関に不信感を持っている。
- **関係機関：** 児童相談所、医療機関
- **具体的な支援**
 - ・ スクールソーシャルワーカーは、学校からの紹介で両親と面談し、家庭の様子や両親の子育てに対する思いを聞いた上で、両親に福祉サービスの利用や、本児の支援のための医療連携を提案する。
 - ・ ケース会議を開催し、学校や関係機関と家庭の状況や、両親、本児の思い、支援状況を共有し、学校や関係機関から家庭への適切な支援やアプローチを行った。
 - ・ 福祉サービスの利用により、家事や育児に対する両親の負担を軽減することができた。また、医療機関との連携により、家庭や学校で本児の特性に合った適切な支援を行うことができるようになった。

※ 「⑧性的な被害」や「⑨ヤングケアラー」の事例については、紹介できる事例はありません。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーが関わった727件のうち508件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになっていく。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- 福祉に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーであっても、支援が困難なケースが増えている。

＜課題の原因＞

- 令和2年度のスクールソーシャルワーカーのケースは727件（一人当たり45件）、全ケースの約49%が前年度から継続している困難ケースであり、より丁寧な支援が求められている。

＜解決に向けた取組＞

- スクールソーシャルワーカーを2名増員した。
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーがスクールソーシャルワーカーの対応する重篤なケースに適切な助言を行うとともに、系統的な研修を行い、資質向上を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- 公募しても応募自体が少なく、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。

＜課題の原因＞

- 県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていない。

＜解決に向け実施した取組＞

- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる系統的な研修を実施し、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図る。
- スクールソーシャルワーカーの増員に取り組む。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児、児童生徒の問題行動等の背景には、幼児、児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。

このような環境に働きかけ、学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を配置し、問題を抱える幼児、児童生徒への対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

ＳＳＷの配置は、担当校数が偏らないように配慮し、ケース状況の報告・連絡・相談等を学校支援ラインの区担当指導主事及び生徒指導ラインの担当指導主事と連携して行い、効果的な支援ができるようにしている。令和2年度は全員が派遣型の形態で勤務した。

また、平成30年度から、ＳＳＷの統括・指導育成・連携強化などを担うＳＳＷリーダーを2名配置している。ＳＳＷを2チームに分けて各チームにリーダーを1名ずつ配置し、ＯＪＴの実施などを担っている。

採用にあたっての受験資格は以下のとおりである。

①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人

②常時勤務できる人

なお、ＳＳＷリーダーについては、上記①及び②の受験資格に加えて、5年以上のＳＳＷとしての経験者（他自治体可）としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：令和2年度は17名配置（リーダー2名、その他15名）

○資格：社会福祉士13名、精神保健福祉士13名、その他社会福祉に関する資格2名
教員免許4名、心理に関する資格3名

○勤務形態：週30時間の4日間勤務の会計年度任用職員（月額）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

令和2年度にガイドラインを策定した。ＳＳＷの業務内容について教職員の理解を進めるため、ガイドラインの周知を含めた研修等の機会を設ける。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

平成30年度に冊子「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」を作成し学校に配布。また、スクールソーシャルワーカー活用の動画を作成し、事例集と併せて教職員の研修において活用するとともに、学校がどのような場合にＳＳＷに依頼すべきかを、事例とともに示した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象（令和2年度は全てオンライン研修）

福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修

- ・全員対象の基礎研修
- ・ＳＳＷ初任者対象研修
- ・ＳＳＷ3年次以上研修

市内部の研修（子ども総合センター、保護課、青少年課、子ども・家庭相談コーナー、教育センター、精神保健福祉センター等）

（2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度（福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修）
- ・随時（主に4月、7月、8月に市内部の研修）

(3) 研修内容

- ・ 新任研修（新任保護課職員研修、初任者研修など）
- ・ 3年未満の養成研修（初任者SSWの動き、学校SSW概論等）
- ・ 3年以上の専門研修
- ・ 全員対象の基礎研修
（メゾレベルでのソーシャルアクション、子ども支援オフィスの取組について、アセスメント
学校SSW実践～SSWの役割と機能、法律研修会、ユースアドバイザー研修など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 日本学校ソーシャルワーク学会全国大会
- ・ 障害福祉団体主催の勉強会
- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「SSW基礎研修」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：集団SVと個人SV

(6) 課題

- ・ スクールソーシャルワークに特化した研修を本市で実施していないため、他機関が実施する研修を受講せざるを得ず、限られた者しか受講出来ていない状況である。本市への講師招聘などを検討する必要がある。
- ・ SSWの人数増加に伴い、SVの時間の確保、スーパーバイザーの複数人招聘などを検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校と健康課題のための活用事例（④不登校⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象生徒：中学2年生女子（通常学級所属であるが小学校までは知的学級所属）

○ケース概要

- ・ 母、本人の2人世帯。
- ・ 小学校の時から不登校傾向であったが、中学校に入りゲーム依存で昼夜逆転。中学校には数回しか登校できていない。
- ・ 本人は医療機関で小児メタボリックシンドロームの診断があり、高度肥満である。
- ・ 母は知的障害をもっており、養育能力に課題がある。

○支援展開

①直接支援

- ・ 関係機関と役割分担し、家庭訪問により母、本人それぞれの思いの確認を行った。
（本人は放課後デイサービスだったら行きたい、母は自分の時間がほしいとの思いを確認。）

②医療機関への繋ぎ

- ・ 本人の健康課題に対して、母のみでは対応できない為、定期的にSSWが受診同行した。

③ケース会議の実施

- ・ 本人への支援（本人の居場所の確保、生活リズムの改善、医療機関受診の継続）
- ・ 母への支援（ヘルパーや訪問看護の福祉サービスの見直し、就労の復帰）

○支援結果

- ・ 本人は毎日放課後デイサービスかグループホームに通所できており、居場所の確保と生活リズムの改善が図れるようになった。また、日中活動することによって、運動をしたり食事を適切に摂ったりすることが出来、体重の減少にも繋がった。
- ・ 母は家庭で福祉サービスを利用しながら、新しく就労支援B型の利用を開始。
- ・ 母・本人共に支援を受ける体制が整った。

【事例2】児童虐待における関係機関との連携活用事例（②児童虐待、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象児童生徒：小学3年生男児

○ケース概要

- ・ 実父、継母、対象児童、義姉（中3）、兄（小4）、義弟（小2、4歳）、義妹（3歳）の8人世帯（ステップファミリー）

- ・児童相談所のケースワーカーより「継母が子育てに余裕がないこと。継母からの本児への暴力により一時保護歴があること。父からの暴言・暴力があること。本児を含めた小学生3名に発達特性があること。父が子どもらの発達特性を理解することができず、子育てへの協力をしないこと。以上の事柄から家庭支援の必要性がある。」と相談があり、学校長の了承を得て介入となる。

○支援展開

①直接支援 継母への支援

継母は本児の家庭での対応に困り感があった為、継母の負担軽減と本児の療育目的で放課後等デイサービスの利用を提案。継母の了承を得て放課後等デイサービスの見学同行、利用へとつなぐ。

②関係機関連携

- ・本児の課題を共有するために、学校、放課後等デイサービス、相談支援事業所とケース会議を実施。本児への家庭での関わりに課題があり、父から怒鳴られる、叩かれることが日常的になっていることを共有。痣等を確認したときは児童相談所への通告を徹底する。
- ・本児が「父親から蹴られた。」と担任へ報告。児童相談所へ通告、一時保護となる。
- ・本家庭に関わる機関（学校、放課後等デイサービス、相談支援事業所、子ども・家庭相談コーナー、保育所、教育委員会）とケース会議を実施。複雑な家庭状況と父への対応の難しさが共有され、父への指導を児童相談所が行うことを確認。
- ・一時保護解除後の支援に向けて学校、児童相談所、放課後等デイサービス、相談支援事業所、子ども・家庭相談コーナーとケース会議を実施。児童相談所が行う家庭への指導を軸に、本児・継母・父への支援の役割分担を行う。定期的にケース会議を実施し、家庭への見守りを継続していくことを確認。

○支援結果

- ・SSWがコーディネートして定期的にケース会議を実施したことにより、家庭での課題が明確になり、各機関の対応が迅速に行われ、段階的な支援を実施できた。
- ・関係機関の働きかけにより父の本児への対応が改善された。
- ・父の変化に伴い、継母の本児の子育てに対する負担が軽減した。

【事例3】ヤングケアラーによる不登校生徒に対応した事例(⑨ヤングケアラー)＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象児童生徒：中学1年生女子

○ケース概要

- ・母、姉(通信制高校に在籍)、本人、未就学児の弟の母子世帯。
- ・他市より転居してくるも在学証明書、就学通知書の提出がなく1か月以上経過していた。(転居を繰り返す家庭)
- ・母は精神疾患があり、弟の面倒や家事全般を姉、本人が担っており、大きな負担となっている。
- ・姉、本人は小学校在籍のころより不登校状態であり、本人は現在も不登校である。不登校の背景に家事や弟の面倒の負担があると推測される。
- ・転居と同時に要保護児童対策地域協議会に登録され関係機関と連携し見守りをおこなっていた。

○支援展開

① 関係機関との連携、ケース会議

- ・在学証明書、就学通知書の提出が滞っていたため、生活保護課、子ども家庭相談コーナーと連携し、学校が母と連絡が取れるよう調整をおこなった。また、子ども家庭相談コーナー同行のもと学校が家庭訪問を行った。
- ・SSWが拡大ケース会議を行い、関係機関と情報共有及び協議を行った。また、母の障害福祉サービス導入にむけて話し合い、子ども家庭相談コーナーがサービス利用のための病院受診につなげた。
- ・SSWが医療機関を含む拡大ケース会議を行った。その後、母へ障害福祉サービスが開始となった。

② 直接支援(本人の登校支援)

- ・SSWは本人が登校時に面談を行った。また、関係機関からの要請を受け家庭訪問の同行に協力した。
- ・欠席が続く際はSSWが家庭訪問を行った。

○支援結果

- ・母の障害福祉サービス(訪問看護、ヘルパー)導入にむけ、医療機関と繋がることができサービス導入につながった。そのことで本人の家事や弟の面倒をみる負担を軽減することができた。
- ・在学証明書、就学通知書を提出したことで、本児の学校への登校意欲につながった。
- ・ケース会議を行ったことで登校支援、別室登校等の対応がスムーズにできた。
- ・本家庭には多くの関係機関が関与していたが、SSWがコーディネーターとして機能を果たし、支援を展開することができた。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ＳＳＷ全体を２チームに分け、各チームにＳＳＷリーダーを配置。特に新人ＳＳＷの研修の充実化とフォロー体制を構築したことにより、新人ＳＳＷの育成につながった。新人ＳＳＷの増加等で支援対象者数は前年度ほどの伸び率にはならなかったが、新人ＳＳＷの成長に伴い解消されることが予想される。
- ・複数名対応の実施。困難な事案対応や新人ＳＳＷが担当するケースの場合は、ＳＳＷリーダーを始め、先輩ＳＳＷと複数名対応を実施することで、ＳＳＷの支援対応力の向上・状況改善につながった。
- ・フリー担当のＳＳＷの配置。担当区外のケース対応にあたることで、特に緊急対応ケースに即時対応でき、新人ＳＳＷの担当区のフォローも可能となる。

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

保護者対応において、学校の初期対応がうまくいかず、問題が大きくなった状態でＳＳＷに依頼が来るというケースが多くある。そうならないために、早期対応・予防的対応が可能な配置型ＳＳＷの増員とＳＳＷが機能的に動くシステム作りが必要。

<課題の原因>

- ・個々のＳＳＷの技術差が大きい。
- ・ＳＳＷリーダー制が２年目の取り組みでＯＪＴ体制がしっかり整っていない。
- ・新人ＳＳＷの増加。新人ＳＳＷが指標とするガイドラインがないこと。

<解決に向け実施した取組>

- ・ＯＪＴ体制の構築。ＳＳＷ担当職員とＳＳＷリーダーの打ち合わせを実施し、体制の確認・改善を図る。
- ・ガイドライン作成。ＳＳＷ実践活動事例集は作成済。
- ・新人ＳＳＷの資質向上の為、「新規支援方針会議」等新たな会議を実施し、学びの場を持つ。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

ア 配置型ＳＳＷの不足と配置型ＳＳＷの育成課題。配置型ＳＳＷは直接配置校に勤務の形態をとるため、教育委員会に在籍するＳＳＷリーダーから細やかな指導を受けられない。月に１回程度の指導では不十分であり、配置型ＳＳＷの育成につながりにくい。

イ 休止している配置型の再開については、ＳＳＷの人数の確保と育成が追いついておらず、未定。

<課題の原因>

ア 配置型についてのガイドラインがないこと。配置型ＳＳＷのＯＪＴ体制の不足。

イ リーダーＯＪＴや複数名での対応が開始されて日が浅く、ＳＳＷの育成にまだ時間を要している。

<解決に向けた取組>

- ア・配置型ＳＳＷを一旦休止し、派遣型で統一
 - ・配置型ＳＳＷの活動の中でリーダーのＯＪＴの実施
- イ ＳＳＷの手引きを活用した新人ＳＳＷへの指導

福岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。
- いじめ、不登校、児童虐待などの子どもの課題は、小学校低学年などの幼少期に要因があることが多く、課題の未然防止、早期発見や対応を行うため、全ての中学校区の拠点となる小学校に配置し、子どもたち一人ひとりにきめ細かな支援を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- スクールソーシャルワーカー69名を中学校区内の拠点となる小学校に配置し、うち7名は正規スクールソーシャルワーカーとして配置。
- 令和元年度より、市立高等学校にも試行的に配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数は正規スクールソーシャルワーカー7名、会計年度任用職員スクールソーシャルワーカー62名。
- 資格は社会福祉士63名、精神保健福祉士26名。
勤務形態は、正規スクールソーシャルワーカー週に5日勤務。
会計年度任用職員スクールソーシャルワーカー週に4日（27.5時間）勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。
 - ・各配置校、各区特別支援教育連絡協議会等において、教職員に対して業務内容や連携に向けての研修や実践事例紹介研修等を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー69名（正規スクールソーシャルワーカー7名含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・区の研修（月1回程度）、グループミーティング（週1回程度）、SV（全12回）、SSWとCSWとの合同研修（年1回）、DV研修（年1回）、正規スクールソーシャルワーカーによる指導助言（適宜）

（3）研修内容

- ・こども総合相談センター概要について、サービス倫理、学校組織について
- ・学校SWに求められること
- ・特別な支援を要する児童生徒への係わりについて
- ・福岡市の保健福祉施策について
- ・居場所作り立ち上げにおけるSSWとCSWの連携の取組について
- ・コロナ禍で学校SWが求められること

- ・進捗状況の確認や事例検討，必要に応じて課題研修
- ・保護者のDV問題の実情，DVが子どもに及ぼす影響，デートDVの問題について研修

（４）特に効果のあった研修内容

- ・コロナ禍で学校SWが求められること

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 （ 無 ）

○活用方法 大学の先生による指導，助言や研修

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修体系の構築
- ・教育委員会を主体としたスクールソーシャルワーカーの組織体制の構築

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】現認が長期不可の不登校対応のための活用事例（②児童虐待（未然防止）④不登校）＜SSWの配置形態：中学校区拠点巡回型＞

＜事例概要＞

当該児童は小学校入学当初から継続して不登校が続いていた。また、欠席連絡は一切なく、担任が週末に家庭訪問を行うが応答ないことがほとんどであり、月に１回程度会えるか会えないかといった状態であった。

そういった状態が数年間続いており、学校としても今後の見通しが持てないことや、子どもや保護者と継続した関わりが持てずに対応に苦慮している状況であった。

＜支援内容＞

上記の状況を受け、本児を取り巻く環境の調整と、学校や関係機関との間で今後の目標や見通しを検討し合い、以下の取り組みを実施した。

- ① 関係機関とのネットワークの構築…生活保護のケースワーカーと連絡を取り合い、お互いの支援状況の確認と連携を図れる部分について協議を行った。また、長期的に現認が出来ず、学校との関わりを保護者が放棄している状況が見られていた為、児童虐待の可能性も考慮して子育て支援課へも支援の依頼を実施した。
- ② キーパーソンとなる人材の活用…本世帯は、生活保護課のケースワーカーとは適宜連絡を取り合ったり、家庭訪問に応じていたりした為、そこから保護者や児童との接点を持つ機会を図った。
- ③ 継続的な家庭訪問の実施…担任、SSWが時間帯や方法を変えながら協力して家庭訪問を行い、適宜関係者で情報共有を図った。家庭訪問で会えた際の対応についても学校内で共通理解を図るようにした。

＜支援成果＞

上記の取り組みの結果、外部機関と連携を図ることで、家庭への介入がしやすく、また家庭の状況についても把握しやすくなった。学校や他機関が協働して関わるなかで、保護者が何に困っていたか、子どもが学校についてどのように感じていたかを聞き取ることが出来、学校での支援にも繋がられた。ただし、現時点では不登校状況の改善に至っていないため、今後も継続して支援を実施しながら、本児に合った学習の機会を提供できるように検討していく必要がある。

【事例２】子どもの課題を早期発見するための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、③いじめ、④不登校、⑦その他）＜中学校区拠点巡回型＞

配置されている学校において、貧困やネグレクト、不登校等の課題が顕在化していた。また、別室等で過ごす子どもや、休み時間にひとりで過ごしている子どもも少なからず散見された。

そのような状況下で、管理職からSSWに、それまで倉庫のように使用されていた相談室を管理するように依頼があった。その依頼を受け、SSWは、相談室経営案を作成し全教職員の理解と同意のもとに、相談室を「何かあった時に行く部屋」から「いつでも誰でも行ける部屋」という位置づけに変更し、「子どもの課題を

早期に発見できる空間」としても活用できるように整備を進めた。具体的には、①不要物の撤去やソファ、机の準備等による相談しやすい空間の整備、②ぬいぐるみやおもちゃ、植物の準備等による入室しやすい雰囲気づくり、③掲示板を設置してもらい掲示物を通じた啓発活動等である。なお、相談室を開放する際には、SSWが在駐するようにした。

これにより、ひとりで過ごすことが多かった子どもが学級以外の子どもと交流する機会が増えたり、LGBTQの子どもを発見したりすることができ、子どもの課題を早期に発見することに繋がった。

【事例3】保護者の世話で登校困難のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜SSWの配置形態：中学校区拠点巡回型＞

〈事例概要〉

新年度に入り、連日欠席が目立つようになった生徒。

当初は担任が保護者への電話連絡を中心に行っていたが、欠席理由は主に生徒自身の体調不良。時折呂律が回っていないように感じるがあった。生徒が登校した際に欠席理由を再度確認するも「自身の体調不良」としか言わず。再び連日欠席になった際は担任が自宅訪問。その際、保護者は酩酊状態、自宅内には酒類の瓶・缶がいたるところにある状態であった。SSWに相談あり、次回家庭訪問時にSSWも同行する。

訪問時、保護者は酩酊状態。生徒を自宅外に連れ出し面談。そこで初めて半年ほど前から保護者の飲酒が続き、自宅内でも転倒を繰り返すため目が離せないこと、保護者から「そばにいてほしい」と懇願され学校を休まざるえないこと、家事全般を担っていることの話があった。成人した兄姉が他県に住んでおり連絡は取っているものの、保護者の状態は伝えていないとのことであった。

生徒の話から、保護者は過去にもアルコール依存の治療歴があるようであった為、保護課CWへ連絡。状況確認のため、近日中にCWにも家庭訪問を依頼。

以後、複数回の家庭訪問を行い、保護者自身とも面談。保護者同意のもとアルコール依存に対する治療を目的に医療機関へ入院相談を行うこととなる。元々内科的疾患でかかりつけであった医療機関Aは今回の入院は不可であった為、区内の別の医療機関Bへ相談。結果、入院加療をすることとなる。保護者の入院中、生徒が1人で生活することになることから校内で対応を協議。結果、他県の兄姉へも連絡し、できる限りの協力を要請するとともに、生徒の安否などは「登校すること」で確認していくこととなった。休日などは担任を中心とした学年職員が自宅訪問や電話連絡で見守りを行った。

1か月半ほどの入院加療を経て、保護者が自宅退院。退院後は週1回の通院と訪問看護導入し経過見守り。保護者のアルコール依存については一進一退であったが、SSWも含めた学校職員と他機関の連携で再び入院加療となることはなく、生徒の登校も安定。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 相談件数は4,730件、介入件数は1,484件、終結率（実際に解決した件数）は761件であった。
- 各学校において、スクールソーシャルワーカーの業務などについての理解が深まってきており、学校とともに支援が必要な家庭へ介入を行うなど組織的な対応が築かれてきている。
- 拠点校スクールソーシャルワーカーが専門的な指導助言を行うことにより、スクールソーシャルワーカーの資質能力の向上に資することができている。
- 高等学校に試行的に配置する中で、様々な理由により、将来に向けての進路決定が困難になっている現状を把握し、スクールソーシャルワーカーが専門性を生かし、関わることができた。

年度 件数	H30	R1	R2
相談件数	4,450	4,247	4,730
介入件数	1,088	1,069	1,484

○4段階評価 R2 SSW活用調査より

- ・SSWは児童生徒への対応を丁寧に行っている（平均3.1）
- ・保護者への対応は丁寧に行っている（平均3.0）
- ・教職員と連携をしている（平均3.1）
- ・関係機関と連携している（平均2.9）

○学校からの記述による評価（R1 SSW活用調査より）

- ・SSWがさまざまな課題を抱えている教育力に乏しい家庭に足を運び、保護者に寄り添い、また、関係機関との情報共有も行いながら、教育力の低下を防ごうと努力している。担任の手が届きにくい部分をカバーしてくれている。
- ・厳しい家庭環境の生徒が多いため、子どもたちの権利を守っていくためにはSSWは欠かせない存在となっている。
- ・各機関と連携して、生徒や保護者の支援にあたるので、学校職員としての動きがよく、正確に情報を把握できる。
- ・様々な角度からの生徒や家族理解の前提の上に学校での指導が成立するので、行政からのサポートや学校現場での指導体制などが、今後も密にしていくことを望む。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和2年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・子どもを取り巻く環境は、複雑化、多様化しており、課題の解決には、不登校対応教員、SSWやSC等が連携して取り組む「チーム学校」を機能させていくことが必要である。
- ・特別支援学校については、学校からの支援要請に応じてSSWを派遣し、対応してきていたが、より高度な専門性を必要とするため、十分な対応ができなかった。

<課題の原因>

- ・SSWの資質向上と教職員の理解及び校内支援体制の構築。
- ・特別支援教育に対する理解と高度な専門性を身につけるための研修。

<解決に向け実施した取組>

- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修体系の構築。
- ・スクールソーシャルワーカーの組織体制の構築。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した研修の充実。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・コロナ禍における環境の複雑化、多様化の中で、課題解決には、SSWの専門性向上が不可欠である。
- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修体系の充実。

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修及びSV体系の構築。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーと連携した研修及びSVの充実。

熊本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和2年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、S S Wを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課にS S Wを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は、年度当初8人でスタートしたが、年度途中で1人が退職した一方、4人が増員となり、合計11人となった。資格は精神保健福祉士1人、社会福祉士7人、精神保健福祉士と社会福祉士の両方を取得している者が3人。勤務形態は、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日・1日5時間勤務のパターンと、週4日・1日6時間15分勤務の2パターンとし、いずれも週25時間程度の勤務で、年間活動時間は合計12,000時間とした。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【策定状況】

- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。
- ・第1回連絡協議会での説明資料を作成している。

【周知方法】

- ・第1回連絡協議会でS S Wと学校担当者に説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の判断で、S S Wの活用についての研修を校内で行っている。
- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」と第1回連絡協議会の説明資料のデータを全職員が見たり、ダウンロードしたりできる所に保管し、そのことを周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

S S W、教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

- ①事例検討会（毎週）
- ②各S S Wの個別スーパービジョン（随時）
- ③外部講師による研修会（年間2回）

（3）研修内容

【①～③】ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】S S Wの経験が豊富な講師による講演・演習

（4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にS VがいることでS S Wがすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・S Vがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・S S Wの経験が豊富な講師による研修を取り入れたことで、S S Wの資質向上を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置（有）

○活用方法 S Vが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る

（6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、S S Wの対応ケースが多様化している。また、問題が複雑なケースが多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母親からの心理的虐待を受けているが困り感を表に出さない生徒の支援のための活用事例（②児童虐待） ＜S S Wの配置形態：派遣型＞

中学3年(知的学級在籍)のAは、両親との3人家族。父親は仕事が忙しく出張で家を不在にすることが多く、母親は精神疾患を患っているなど、両親ともに、Aへの養育ができる状況ではなかった。給食が無い長期休暇になると、Aは更に痩せていき、気力が無く、保清もできない状態となった。

支援依頼を受けたS S Wは、A及び母それぞれと面談を行った。Aとの面談では、手作りのご飯が食べたいこと、自室が無く、居間の座布団で寝起きをしており、常に母からの叱責もあるため、Aが絶えきれず包丁を持ち出したことがあるなど、過度な精神的ストレスを感じていることが分かった。卒業後は、施設から高校へ通いたいと気持ちを吐露した。

その為、母親との面談においては、現状の確認や母の想いを把握していくのと並行して、Aの想いを代弁する形

での面談を行った。電話及び自宅訪問を通じ、母親も持病があり、子供の育てにくさの苦しみがあることが分かり、それらをＳＳＷは、傾聴し共感することで信頼関係の構築を図った。次第に母親も本人の想いに耳を傾けることができるようになり、Ａと離れることを了承することとなった。

その後、Ａを中心としたケース会議を行った。会議の中では、卒業後の分離を最終目標とし、現在の家庭内のリスクを把握し、Ａが自立した生活ができるよう役割分担を行った。担任が進路指導や家事(洗濯や調理など)習得に向けた支援を、児童相談所が施設の情報提供や見学の同行などを、ＳＳＷが学校と児童相談所との調整役となり、母の想いを受け止めながら、卒業後の母の生活についての助言を行った。

その後、Ａは無事卒業し、施設から支援学校に通えることとなった。一定の距離ができたことで、母親も自分の病気の治療に専念できるようになった。

【事例２】いじめの経験により他県から転校してきた生徒の支援のための活用事例（③いじめ）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

中学３年生男子生徒Ｂ。母と大学１年になる姉と３人暮らし。いじめが原因で不登校。環境を変えるため他県から熊本市へ転校。母も姉も環境を変えたことで登校できると思い強い登校促しを行っていた。しかしＢは初日のみ登校しただけで、登校を促すと暴言・暴力に至っていた。転校初日にＳＳＷ要請。母子ともに継続して面談を行い関係性の構築を行った。Ｂは小学校高学年からいじめにあっていたこと、学校には怖くて行けないことなど気持ちを聞かせてくれた。母はいじめがあった事実について開示請求を行いいじめの実態を肌で感じていた。母へＢの思いを代弁し、今は登校よりも心の回復を考えることを共有した。母、姉がＢの思いに受容共感し暖かい眼差しで関わりを持つことで、暴言・暴力はなくなった。心の安定のために放課後デイサービス利用開始。強ばっていた表情が柔らかく笑顔が見られるようになった。訪問看護の利用では、他者との関係性の構築もできるようになった。Ｂの心が安定することで、母も就労への意欲となり就職が決定した。学校登校や学習の保証を考え特別支援学級の転籍も視野に入れて支援を行った。また、今後の生活の支えとして療育手帳の取得に至ることができたことから、特別支援学校の検討を行い、卒業後、特別支援学校へ進学、毎日休まず登校できている。

【事例３】ヤングケアラーの生徒の支援のための活用事例（⑨ヤングケアラー）＜ＳＳＷの配置形態：派遣型＞

小学低学年女児Ｃ。母親、Ｃ、弟の母子家庭。母親は前夫からＤＶ被害を受け離婚後は、祖母の金銭的支援により生活。ネグレクト傾向であった母親が交際していた男性との子（弟）を出産後、母親は一日の大半携帯ゲームをして過ごし、弟の世話は一切せず、Ｃ一人で弟の面倒を担っていた。Ｃはミルクの作り方やオムツ交換の手技を携帯の動画で学び、弟の夜泣きには何度も自宅外であやす等行い、学校への登校が出来ない状態となった。

ＳＳＷは家庭訪問にて本人面談を重ね、「学校に登校したいが弟が心配。弟を守りたい気持ちが強い」と葛藤を口にするＣに寄り添う。家庭基盤の安定を最優先に早急な対応が必要と判断。家庭状況について情報共有を図り、具体的な対応協議を目的にケース会議を開催。（参加者；児童相談所、市の保健子ども課、要対協担当者、福祉課、祖母、小学校、ＳＳＷ）祖母を支援体制作りのキーパーソンとし、母親の納得を得た上で、産後ホームヘルプサービス事業の活用や、弟を保育所入園に繋ぎ環境面での体制を整えた。支援と同時に保健子ども課により要対協への登録を行うことで、家庭への訪問が開始され母親の就労意思を確認し、就労に向けたサポートに繋がった。校内では、Ｃと担任や養護教諭との面談や、ＳＣとのカウンセリングを定期的に行い、Ｃへ自分の好きなことや楽しさ大切にしたいことを伝える場を確保する等、学校での見守り体制を整えた。徐々にＣは安定して登校出来るようになり、学校で子供らしい笑顔が見られるようになった。

【４】成果と今後の課題等

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

１人はスーパーバイザーとして全ケースに関わり指導助言及びマネジメント等を行った。

不登校対策モデル校として２中学校区を指定し、スクールソーシャルワーカー１人を専任で配置し、スクールカウンセラーや不登校対策サポーターと連携して活動した。

【令和２年度】

- ・支援人数：小学校２４０人、中学校２９９人、高校１人、特別支援学校１人、合計５４１人
- ・支援内容：家庭環境の問題４７１件、不登校３６２件、発達障害に関する問題３０７件（重複有）他
- ・終結人数：２８４人（終結率５１．８％）

（２）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（令和元年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・学校からの派遣依頼数が年々増加している。

＜課題の原因＞

- ・拠点が教育委員会になっており、拠点から担当校まで距離があること、担当校が隣接していないことから、移動に時間を要する。

＜解決に向けた取組＞

- ・担当校を隣接して設定すること、担当校の一つを拠点にすることで、移動の効率化を図った。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・ＳＳＷの人材育成

＜課題の原因＞

- ・増員に伴い、経験の浅いＳＳＷが多く採用されたため。

＜解決に向けた取組＞

- ・配置の工夫や研修のさらなる充実を図る。